

千葉県文化芸術推進基本計画 (案)

令和4年3月
千葉県

はじめに（未確定）

（写真）知事

令和4年3月

千葉県知事 熊谷 俊人

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の性格.....	2
3	計画の期間.....	2
4	計画の対象とする文化芸術の範囲.....	3
5	「千葉県文化芸術推進基本計画」(令和4～6年度)施策体系図.....	4

第2章 千葉県の文化芸術を取り巻く現状と課題

1	文化芸術を取り巻く諸情勢の変化.....	5
2	「第2次ちば文化振興計画」の総括.....	7
3	各種調査の結果(抜粋).....	13

第3章 施策の方向性

1	目指す姿と取組の基本方向.....	19
2	基本指標等.....	20
3	5つの視点.....	20
4	取り組むべき課題と施策の方向性.....	21

第4章 施策の体系

1	施策の柱の考え方.....	22
2	施策の概要.....	23
3	各施策の内容.....	24
施策の柱 1	あらゆる人々が文化芸術に親しむことができる環境づくり.....	24
施策の柱 2	ちばの多様な伝統文化が輝き続ける地域づくり.....	27
施策の柱 3	新たな文化芸術の価値を創造できる社会づくり.....	30
施策の柱 4	次代を担う子どもや若者がちばの文化芸術に触れる機会づくり... ..	33
施策の柱 5	ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信.....	36

第5章 推進体制・進行管理

1	関係機関等との連携.....	39
2	計画の進捗状況の評価等.....	40

資料編

1	文化芸術基本法.....	4 1
2	千葉県文化芸術の振興に関する条例.....	4 7
3	房総文化憲章.....	5 0
4	令和元年度文化芸術の振興に関するアンケート調査（概要版）.....	5 1
5	千葉県内の文化施設等.....	6 5
6	国・県指定文化財.....	6 7
7	「房総の魅力 500 選」及び「ちば遺産 100 選」・「ちば文化的景観」.....	6 7
8	伝統的工芸品の指定状況.....	7 0
9	日本遺産「北総四都市江戸紀行」.....	7 0
10	「ちば文化資産」.....	7 0
11	令和3年度ちば文化芸術振興懇談会委員.....	7 2
12	「千葉県文化芸術推進基本計画」策定の経緯.....	7 2

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

文化芸術は、県民一人ひとりの個性を育み、生きる喜び、感動、安らぎをもたらすものです。

これまで県では、「文化芸術振興基本法」の趣旨に則り、「ちば文化振興計画」を策定し、本県の文化芸術の振興を図ってきました。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定など、文化芸術を取り巻く環境の変化がある中、国が平成27年5月に策定した「文化芸術の振興に関する基本的な方針―文化芸術資源で未来をつくる―（第4次基本方針）」や県の総合計画を踏まえ、平成28年3月に「第2次ちば文化振興計画」を策定し、本県の文化芸術の一層の振興に取り組んできました。

その後、国においては平成29年6月に「文化芸術振興基本法」が一部改正され、法律の名称が「文化芸術基本法」となり、文化芸術の多様な価値を生かして、関連分野の施策とも連携を図り、「文化芸術立国」を目指すとして、各地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画の策定が地方公共団体の努力義務とされました。

また、本県においては、平成30年10月に、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の形成に寄与することを目的に、「千葉県文化芸術の振興に関する条例」を制定し、文化芸術の推進に係る計画策定が県に義務付けられました。

さらに、東日本大震災や令和元年度の台風などの災害による被害を受けた際には、文化芸術が心の支えとなり地域コミュニティ再生のきっかけとなる等、文化芸術の果たす役割が再認識されたほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に展開された多彩な文化芸術活動により、様々な芸術分野の融合や新たなネットワークが生まれ、新たな表現手法としてのICT¹の活用が進む等の社会情勢の変化がありました。

県では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラム²において、県民の積極的な参加を促進するため、参加・体験型事業を実施してきたことから、そのレガシーを活用して、県民が表現活動に取り組むことができる環境を整えていく必要があります。なお、表現活動を促進させるためには、文化芸術に触れる機会を提供し、刺激を受け、自らも表現活動に取り組もうとする機運を醸成し、発表の場を設けることが必要です。

¹ ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略です。

² 文化プログラム：オリンピック・パラリンピック競技大会はスポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあります。オリンピック憲章において、組織委員会は文化プログラムを実施することとされており、組織委員会では平成28年から、自治体や非営利団体等の行う幅広い分野の東京2020参画プログラムのうち、文化に関する取組を「文化オリンピックアード」として認証・推進しました。

こうした中、子ども・若者をはじめあらゆる人が文化芸術に触れ、表現する機会をつくること、少子高齢化・人口減少の状況下でも本県固有の伝統文化等を継承すること、文化資源を生かし他分野との連携により地域活性化につなげること、首都圏にありながら三方を海に囲まれ豊かな自然環境にめぐまれている本県の特徴を生かして展開される「ちば文化」をブランドとして県内外での認知度を高めることなど、様々な面から取り組むべき課題があります。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による新たな生活様式に対応するため、ICTの活用等についても考えていく必要があります。また、「誰一人取り残さない」ことを理念とする「持続可能な開発目標」（以下、SDGsという。）³は、県が目指すべき方向性と同じであり、県として様々な分野で取り組むこととしていることから、この考え方を踏まえた施策の推進も求められています。

これらの変化や課題に対応し、心豊かな県民生活と活力ある地域社会の実現に向けて、県をはじめ、国、市町村、文化芸術団体、企業・県民等が連携・協力し、さらに効果的な文化芸術振興施策の推進を図るため、「千葉県文化芸術推進基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとします。

2 計画の性格

本計画は、国の「文化芸術基本法」第4条及び「千葉県文化芸術の振興に関する条例」第7条の規定により、文化芸術振興のために取り組むべき基本的な方向性等を定めるものです。なお、策定にあたっては、新たな千葉県総合計画や前計画である「第2次ちば文化振興計画」のほか、SDGsの基本的な考え方も踏まえた内容とします。

3 計画の期間

令和4年度から令和6年度の3年間とします。

³ 「持続可能な開発目標」（SDGs ; Sustainable Development Goals）：平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030のアジェンダ」に記載された、2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。

4 計画の対象とする文化芸術の範囲

本計画では、「千葉県文化芸術の振興に関する条例」で規定されている以下の分野を対象とします。

- ・ 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く。))
- ・ メディア芸術（映画、漫画、アニメーション、コンピューターその他の電子機器等を利用した芸術）
- ・ 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能）
- ・ 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。))
- ・ 生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）
- ・ 国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）
- ・ 出版物等（出版物及びレコード等）
- ・ 文化財等（歴史、風土等に培われてきた有形及び無形の文化財並びにその保存技術）
- ・ 文書等（郷土についての歴史的価値がある文書及び記録）
- ・ 郷土芸能（地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能））
- ・ 地域固有の文化（地域の歴史、風土等に培われてきた地域固有の行事、祭り、伝統的な農法、漁法、技術等その他の地域固有の文化）
- ・ 歴史的又は文化的景観

なお、本計画における「伝統文化」は、上記の分野のうち次のものを指します。

- ・ 伝統芸能
 - ・ 郷土芸能
 - ・ 地域固有の文化
 - ・ 生活文化
 - ・ 国民娯楽
 - ・ 文化財等
 - ・ 歴史的又は文化的景観
- 左記のうち伝統的なもの

5 「千葉県文化芸術推進基本計画」（令和4～6年度）施策体系図

目指す姿	あらゆる人々が文化芸術に親しみ、交流することで創り育む心豊かな県民生活と活力ある地域社会
------	---

施策の柱	施策の展開	掲載ページ
1 あらゆる人々が文化芸術に親しむことができる環境づくり 文化芸術活動を行う人々の自主性や専門性が尊重されるとともに、障害の有無や年齢等に関わらず、誰もが文化芸術を実践・鑑賞することができる環境を整備する	あらゆる人々が文化芸術に触れ親しむ機会の提供、関心及び理解の促進	p 24～26
	文化芸術活動の担い手やそれを支える人材の育成・支援・活用	
	文化施設等（文化会館、美術館・博物館等）の機能の充実	
2 ちばの多様な伝統文化が輝き続ける地域づくり 県内各地で守られてきた伝統文化を地域で活用し、未来に継承する	ちばの多様な伝統文化を知る機会の提供	p 27～29
	伝統文化の保存・継承	
	文化財・文化的景観等の保存と活用	
3 新たな文化芸術の価値を創造できる社会づくり 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等、他分野との連携により文化芸術が社会の様々な場面で輝く機会を創出する	様々な関係者による文化芸術のネットワークの構築	p 30～32
	観光等の様々な分野と連携した文化資源の活用と地域の活性化	
	文化施設等（文化会館、美術館・博物館等）の多面的な活用	
4 次代を担う子どもや若者がちばの文化芸術に触れる機会づくり 新たな文化芸術の担い手となる子ども・若者に文化芸術に触れる機会を創出する	豊かな感性を育む文化芸術、郷土の歴史・伝統に出会う機会の充実	p 33～35
	若者の文化芸術活動の支援	
	伝統文化を担う子ども・若者の育成	
5 ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信 ちばの強みを生かした「ちば文化」のブランド化と、近年、文化芸術の新たな表現手段や発信・保存方法として発達してきたテクノロジーの導入や、伝統文化及び地域固有の文化と国内外とのコラボレーションなどにより、新たな「ちば文化」の創造を進める	「ちば文化」のブランド化による認知度向上と県民の誇りの醸成	p 36～38
	最新のテクノロジーや国内外との交流を取り入れた新たな「ちば文化」の創造	

第2章 千葉県の文化芸術を取り巻く現状と課題

1 文化芸術を取り巻く諸情勢の変化

平成23年3月の東日本大震災の発生後、文化芸術が心の支えとなり、地域コミュニティ再生のきっかけとなるなど、文化芸術の果たす役割が再認識されました。

これは、令和元年房総半島台風や、同年10月の大雨によって県内各地が甚大な被害を受けた際も同様であり、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々が不自由な生活を強いられる状況下では、一人一人に心の癒しや感動、生きる活力を与え、人と人を結び付けることにより地域社会のつながりを形成する文化芸術の必要性が一層高まっています。

その一方で、令和元年度に県が実施したアンケート調査の結果からは、子どもたちが文化芸術に親しむ機会の充実が求められていることや、地域の伝統芸能を担っていきたいと考える県民の割合が低いことなどがわかりました。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響下での文化芸術活動の継続等の課題も見えてきました。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い実施された文化プログラムについては、「ちば文化資産」⁴など地域の文化的魅力の再認識や、音楽を通じた共生社会の実現を目指す公演等の取組がなされたことから、それらのレガシーの活用が求められています。

なお、国及び県の文化施策の動向として次のようなものが挙げられます。

(1) 「文化芸術振興基本法」の改正及び「文化芸術推進基本計画—文化芸術の『多様な価値』を活かして、未来をつくる—」の策定

平成29年6月に、「文化芸術振興基本法」が一部改正され、法律の名称が「文化芸術基本法」に改められました。

この改正は、文化芸術の振興に加え、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲内に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものです。地方公共団体において、その地方の実情に即した「地方文化芸術推進基本計画」を策定することが努力義務として規定されました。

また、法改正により、新たに国に「文化芸術推進基本計画」の策定が義務付けられたことから、文化芸術の本質的価値及び社会的経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用・好循環させ、「文化芸術立国」の実現を目指した新計画が、平成30年3月に策定されました。

(2) 「文化財保護法」の改正等

平成30年6月に、「文化財保護法」が改正されました。この改正は、喫緊の課題である過疎化、少子高齢化等に起因する文化財の滅失や散逸等の防止や、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進を図ることを目的としています。これにより、都道府県は文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できることとなり、本県でも、県全体で文化財保護に取り組むため、令和2年10月に「千葉県文化財保存活用大綱」を策定し、文化財の保存・活用の基本的な方向性を示しました。

さらに、令和3年4月にも同法の改正が行われ、社会の変化に対応し、文化財の幅広い保

⁴ ちば文化資産：県内の文化資産のうち、県民参加により選定した、多様で豊かなちば文化の魅力の特徴づけるモノやコトで、伝統的なものに限定せず、現代建築や景観等、様々なものが含まれます。(資料編70～71ページ)

存・活用を図るため、国の文化財登録制度の拡充及び地方公共団体による登録制度が法制化されました。

(3) 「千葉県文化芸術の振興に関する条例」の制定

平成30年10月に、「千葉県文化芸術の振興に関する条例」が公布、施行されました。この条例は、文化芸術に関する施策に関する基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の形成に寄与することを目的としています。

また、この条例の制定により、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画の策定が県に義務付けられました。

(4) 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定及び「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の策定

平成30年6月に、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進することを目的に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されました。

同法では、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画の策定が国に義務付けられました。これを受け、平成31年3月に、障害者による文化芸術活動の幅広い促進、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化や、地域における障害者の作品等の発表等を基本的な方針とし、国が総合的かつ計画的に実施すべき施策等に関する計画が策定されました。

(5) 「千葉県障害者文化芸術活動推進計画」の策定

平成30年6月に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されたことにより、地方公共団体において、障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を策定することが努力義務として課されました。これを受けて本県でも、令和3年3月に、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「千葉県障害者文化芸術活動推進計画」を策定しました。

(6) 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の制定

令和2年5月に、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が制定されました。この法律は、文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的とし、文化観光拠点を中核とした地域における文化観光を推進するための措置等について定めたものです。

(7) 「著作権法」等の改正

平成31年1月（一部は令和2年4月）に、「著作権法」が一部改正され、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備や、教育の情報化に対応した権利制限規定等が整備されました。また、令和3年1月に「著作権法およびプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」が改正され、漫画などの海賊版対策を強化し、インターネット上に無断で公開された全著作物を対象に、違法だと知りながらダウンロードする行為が規制されました。

2 「第2次ちば文化振興計画」の総括

(1) 前計画の社会的背景及び施策の柱

前計画では、次の社会背景のもと、文化芸術活動の振興はもとより、他分野とのかかわりによる波及効果を重視し、まちづくりや観光・産業など様々な分野における文化芸術の活用を推進するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を文化振興施策推進の一層の契機とした様々な取組を通じ、心豊かに暮らせる活力ある地域社会を実現することを目標としました。

そのために、5つの施策の柱を立て、各種取組を行い、進捗状況については、「ちば文化芸術振興懇談会」における有識者からの意見聴取や千葉県総合計画の施策評価制度により評価し、その結果を公表しました。

ア 社会的背景

- 少子高齢化による地域コミュニティの衰退と担い手不足など
- 子ども・若者が文化芸術に親しむ機会の充実や、地域の芸術や祭りの継承・保存が求められている
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化振興と地域活性化への期待

イ 施策の柱

- 柱1 文化芸術を鑑賞・参加・創造する環境づくり
- 柱2 地域文化の保存・継承・活用による地域づくり
- 柱3 ちば文化の多様性と発信力強化による新たな価値の創出
- 柱4 総合的な推進のための支援・連携体制の構築
- 柱5 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたちばの文化力向上

(2) 前計画の指標

前計画で掲げた指標は、次のとおりの結果でした。

指標名	実績					目標
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度
この1年間に文化芸術に触れた県民の割合	63.4%	59.1%	59.9%	67.4%	69.5% (※)	70.0%

※ 令和2年度は、オンラインでの鑑賞も含まれています。

文化芸術に触れた県民の割合は、目標の70.0%に対し、前年度の実績を下回った年があるものの、69.5%とほぼ目標を達成しました。

本指標は県政世論調査（「3 各種調査の結果（抜粋）」参照。）の結果ですが、「文化芸術」の範囲を狭く捉えている人が多いと考えられたため、設問の「文化芸術」の例示を工夫したこと、また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、県及び市町村で文化事業を積極的に実施したことから、実績が伸びたと考えられます。

なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント等の中止も多くありましたが、設問で、新たな芸術鑑賞の手法として取り組まれているオンラインで

の鑑賞を対象に加えることを明記したこともあり、実績値は前年度より上昇しました。

一方、県が県政世論調査とは別に令和元年度に実施した県アンケート調査（「3各種調査の結果（抜粋）」参照。以下、「県アンケート調査」という。）では、約2割の県民が「催し物の情報が得られない」ことを理由に文化芸術に触れていないと回答していることから、周知方法や事業内容の更なる工夫が必要です。

（3）前計画における5つの施策の柱ごとの成果と課題

【施策の柱1】

文化芸術を鑑賞・参加・創造する環境づくり

文化芸術活動を行う人々の自主性や創造性が十分尊重されるとともに、いつでもどこでも誰でも等しく文化芸術に触れ親しみ、鑑賞し、参加し、創造することができるよう、県立文化施設における演奏会や展覧会等の実施により、様々な機会を提供しました。

指標名	実績					目標
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 2年度
文化会館・美術館・博物館の入館者数（※1）	3,499,748 人	4,048,532 人	4,266,706 人	3,360,688 人	1,823,134 人	増加を目指す
学校における文化芸術活動の取組事例（※2）	小学生が市内の美術館を訪問する美術鑑賞教室、公益財団法人千葉交響楽団を学校等に派遣する「学校音楽鑑賞教室」の開催、県指定無形民俗文化財を活用した郷土芸能の指導、郷土玩具の制作体験等、多彩な取組が行われました。					

※1 県内の文化会館における主催事業の入場者数及び美術館・博物館における全入場者数の合計。

※2 「第2次ちば文化振興計画」の進捗管理においては、県内の文化芸術活動の状況を把握できる定性的な項目について、毎年度、市町村・文化施設・庁内を対象とした調査により事例を収集し、ちば文化芸術振興懇談会や県のホームページ等において公表しました。（以下、柱の2から5についても同様。）

入館者数は平成30年度までは増加傾向でしたが、令和元年度は、台風や新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休館の影響により、入館者が減少しました。

今後も、様々な要因で、施設に人が集まることができない状況が起こり得ることから、どのような状況下でも文化芸術の鑑賞・活動を継続できるような環境づくりが求められています。

県アンケート調査では、「施設などで文化芸術を鑑賞（体験）しなかった理由」として、「仕事・育児・介護などで忙しく鑑賞に出かける時間がない」が最も多く、次いで「興味のある内容の催しがない」との回答結果となりました。

子育て中や働き盛り世代でも関心を持ち、参加できるよう、事業内容の充実のほか、文化施設以外でも文化芸術に触れる機会を提供することが必要です。

【施策の柱2】

地域文化の保存・継承・活用による地域づくり

県では、郷土への愛着を育み、アイデンティティーが醸成されるよう、県立文化施設において伝統文化を体験する機会を提供しました。また、「日本遺産」⁵の活用等により、担い手の育成、伝統文化や文化財の保存・継承、文化資源を活用した地域の活性化に努めました。

指標名	実績					目標
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 2年度
県立文化会館・美術館・博物館における伝統文化体験事業の参加者数	4,473 人	6,001 人	7,374 人	7,862 人	1,327 人	増加を目指す
市町村等における文化資源を活用した取組事例	平成28年4月に「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」が日本遺産に認定されたことを受け、「北総四都市江戸紀行活用協議会」が組織され、案内冊子の作成やホームページ等による積極的なPR活動が行われました。また、文化財である建造物を会場としたコンサート、ツアーや文化財のガイド作成等が行われました。					

県立文化会館・美術館・博物館で実施された伝統文化体験事業の参加者数は、年々増加しており、伝統文化への理解と関心を高めることに寄与していると考えられますが、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響により参加者数が減少しました。

一方で、「県アンケート調査」では、「自分が住んでいる地域の伝統芸能に担い手として参加しているか、又は参加したいか。」という設問に対し、「参加しているが今後は続けたいとは思わない」、「参加していないし今後参加したいとも思わない」という回答が約6割と多く、また、その理由は、「知っているが興味がない、又は楽しくない」という回答が約3割と最も多かったことから、県民が地域固有の伝統文化へ関心を持ち、参加したくなるような工夫が必要です。

また、令和元年度は台風15号で被災した文化財も多かったことから、地震や台風等の風水害への対策も課題となっています。

⁵ 「日本遺産」：文化庁では、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用する取組を支援しています。本県では令和4年3月時点で「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み～佐倉・成田・佐原・銚子：百万都市江戸を支えた江戸近郊の四つの代表的な町並み群～」が認定されています。

【施策の柱3】

ちば文化の多様性と発信力強化による新たな価値の創出

地域の魅力を再認識するきっかけとなるよう、「ちば文化」の魅力を発信しました。また、多様な文化芸術の発展を図るため、若者の文化芸術活動等への支援を行いました。

指標名	実績					目標
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 2年度
「ちば文化交流ボックス」 ⁶ へのアクセス件数	579,268 件	514,130 件	731,532 件	796,000 件	649,219 件	増加を 目指す
多様な文化や創造活動への市町村等の取組事例	街中を会場とした演奏機会の提供、アニメソングやコスプレ等のポップカルチャーに関するイベントの開催等が行われました。また、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、動画配信により発表や鑑賞の機会を提供する取組もありました。					

県のホームページ内の「ちば文化交流ボックス」へのアクセス件数は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムに関連するコンテンツの増加等により増加しましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により多数の事業が中止となったことから、前年度の実績を下回りました。大会終了後も、本県の文化資源への関心を持ち続けていただくためには、大会の文化プログラムに代わるコンテンツの充実が必要です。

また、県アンケート調査では、県が取り組むべき文化施策に対する意見として、積極的・効率的な広報・情報発信を求める声が多く寄せられたことから、発信力の更なる向上のため、情報の精査や内容の工夫が必要です。それとともに、SNSを含めたインターネットでの広報活動の充実のほか、紙媒体の活用も含め、発信する内容・対象者に合わせて適切なツールを活用していく必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、情勢の変化に応じて、県の方針や国の支援制度等の周知を適切に行い、活動の継続を支援していくことも重要です。

⁶ 「ちば文化交流ボックス」：イベント情報、県民の日、県内の公立文化施設、助成制度や文化資源等、文化芸術に関する情報を集めた千葉県ホームページ。

【施策の柱4】

総合的な推進のための支援・連携体制の構築

県内の公立文化会館において、地域におけるネットワークや支援体制の構築のための意見交換の場の設置が進みました。

また、県においては、市町村の文化施設関係者向けに研修を行ったほか、多様な支援体制の構築のため、文化芸術分野のボランティアと希望者のマッチングを行いました。

指標名	実績					目標
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 2年度
地域との連携等を目的とした意見交換の場を設けている文化会館の割合	30.2%	30.6%	45.0%	49.2%	24.6%	50.0%
福祉・観光・産業分野等での文化芸術の活用事例	病院等におけるコンサートの実施、障害のある子どもたちと地域の子どもたちが和太鼓等の伝統芸能に親しむ教室の開催、寺社等を巡り「波の伊八」の作品を鑑賞するツアーや、醤油醸造業や江戸時代の藩の歴史を背景にした名所・旧跡を紹介するガイドブックの作成等、多彩な取組が行われました。					

地域との連携等を目的とした意見交換の場を設けている文化会館の割合は増加傾向にありましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により減少しました。

しかしながら、人が集まることが制限される状況にあっても、地域で活動する団体や住民が、施設を自分達の地域の資源と捉え、支援者となることで、より一層の文化芸術活動の活性化につながることから、多様な関係者との情報交換や連携に、引き続き取り組むことが重要です。

また、施設の老朽化への対応、新型コロナウイルス感染症対策、限られた予算・人員での事業運営等、各施設に共通する課題もあることから、市町村の文化施設関係者を対象とした研修の開催等により、施設間のネットワーク構築による情報共有や事業連携等が必要になります。

【施策の柱5】

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたちばの文化力向上

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムを観光等様々な分野と連携して実施することで、本県の文化的魅力を発信し、県内の文化芸術の振興を図りました。

指標名	実績					目標
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 2年度
千葉県での「公認文化オリンピックアード」 ⁷ に参加したアーティストの人数(累計)	380 人	18,525 人	36,341 人	53,600 人	54,302 人	増加を目指す
千葉県での「公認文化オリンピックアード」の参加者からの「ちば文化」の魅力についての意見	<p>県が開催した「千葉・県民音楽祭」や「ちばアート祭^{さい}」等の文化プログラムにおいて、参加者や来場者へアンケートを行いました。「生徒たちはステージに立つ喜び、充実感を知り、演奏会後の振り返りでは『来年も音楽部を続けたい』と話す子どもが増えました。」、「千葉県民ですが、知らない場所や文化を知ることができた。」、「子どもがアートに触れる好機になった。」等の意見が寄せられました。</p>					

千葉県での「公認文化オリンピックアード」に参加したアーティストの人数について、平成28年度は文化プログラムの本格実施前のため多くありませんでしたが、平成29年度から令和元年度にかけては、文化プログラムの事業数増加に伴って参加人数も伸び、大会開催に向けた機運醸成が図られてきました。

県でも、障害のある人もない人も共に出演者として参加する「千葉・県民音楽祭」や、ちばの文化的魅力を集めた「ちば文化資産」をテーマとした絵画・写真作品の募集・展示等を行う「ちばアート祭」を実施し、より多くの人々が参加・交流できる機会を創出してきました。

大会終了後は、これらの取組で得られたレガシーを活用し、本県の文化芸術活動の活性化につなげていくことが必要です。

⁷ 「公認文化オリンピックアード」：「オリンピック憲章」に基づいて行われる公式文化プログラム。自治体や非営利団体などが、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の認証を受け、オリンピック・パラリンピックとつながりを持ちながら、東京2020大会に向けた参画、機運醸成及び大会後のレガシー創出に向けた文化分野のイベント・事業を実施しました。

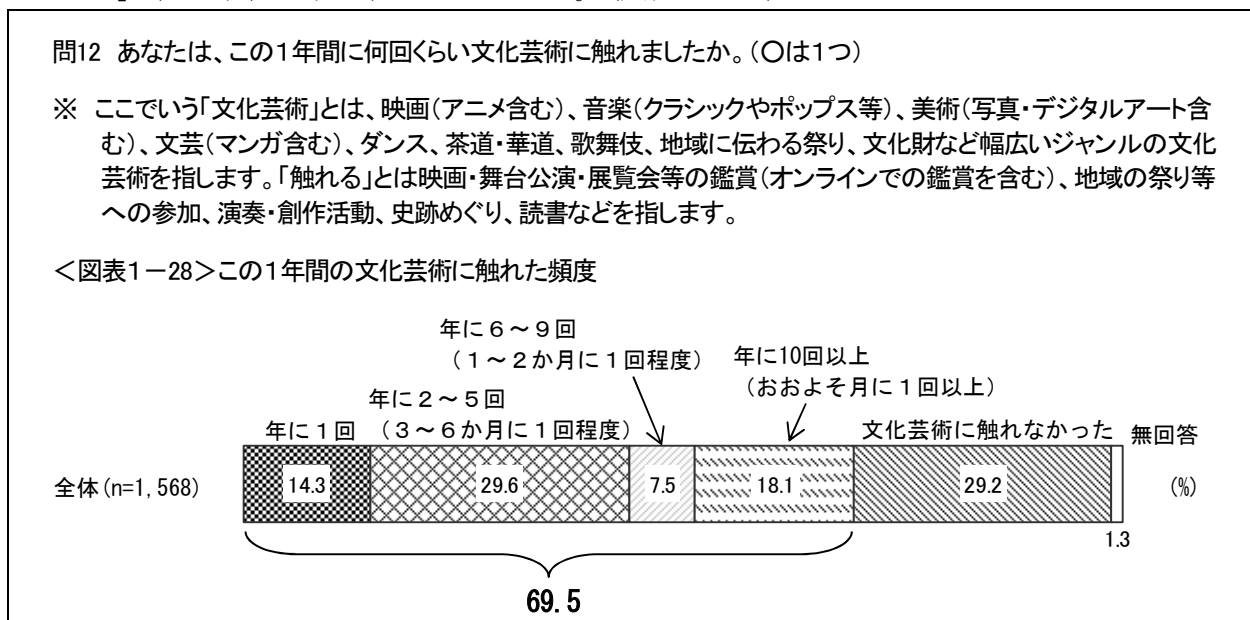
3 各種調査の結果（抜粋）

県民や文化芸術団体等を対象とした調査の結果は次のとおりでした。なお、これらのデータは、「第2章 2『第2次ちば文化振興計画』の総括」及び新たな計画策定に向けた検討において参考としました。

(1) 県民を対象とした調査

ア 令和2年度第60回「県政に関する世論調査」(抜粋)

この1年間の文化芸術に触れた頻度の調査結果については、「年に1回」(14.3%)、「年に2～5回(3～6か月に1回程度)」(29.6%)、「年に6～9回(1～2か月に1回程度)」(7.5%)、「年に10回以上(おおよそ月に1回以上)」(18.1%)の4つを合わせた『触れたことがある(計)』(69.5%)が約7割と高い結果となりました。一方、「文化芸術に触れなかった」(29.2%)が約3割となりました。(図表1-28)



【参考】平成30年度・令和元年度の類似の項目による調査結果との比較(単位:%)

以下のグラフは、平成30年度・令和元年度調査において、「あなたは、県内の施設などで(※)この1年間に何回くらい文化芸術に触れましたか。(〇は1つ)」と質問した結果を参考に示したものです。また、令和元年度・令和2年度にそれぞれ「文化芸術」の説明を変更しました。(変更箇所下線)

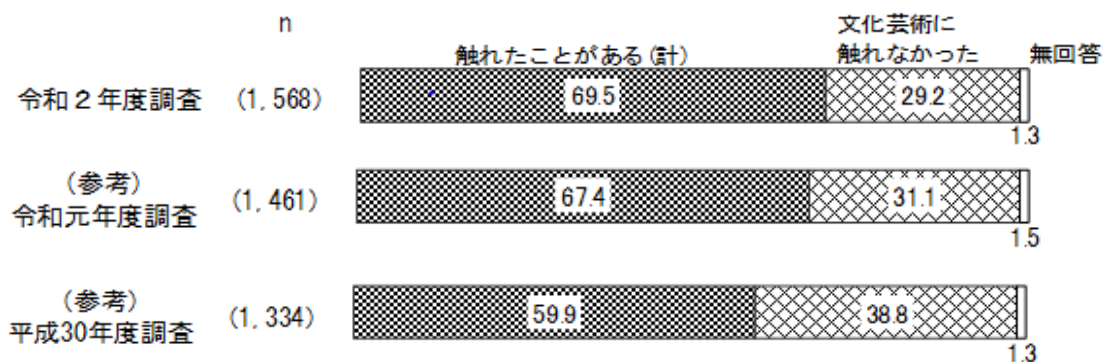
〔※ 平成30年度・令和元年度の調査において「県内の施設などで」と質問していましたが、「文化芸術に触れる」行為はオンラインでの鑑賞や祭り等への参加など、施設における鑑賞や体験にとどまらないことから、令和2年度の調査においては、「県内の施設などで」という限定を外しました。〕

平成30年度の説明は以下のとおりでした。

「ここでいう『文化芸術』とは、映画(アニメ含む)、音楽(クラシックやポップス等)、美術、文芸(マンガ含む)、茶道・華道、芸能、文化財など幅広いジャンルの文化芸術を指します。『触れる』とは映画・舞台公演・展覧会等の鑑賞、祭り等への参加、演奏・創作活動、史跡めぐり、読書などを指します。」

令和元年度の説明は以下のとおりでした。

「ここでいう「文化芸術」とは、映画(アニメ含む)、音楽(クラシックやポップス等)、美術(写真・デジタルアート含む)、文芸(マンガ含む)、ダンス、茶道・華道、歌舞伎、地域に伝わる祭り、文化財など幅広いジャンルの文化芸術を指します。「触れる」とは映画・舞台公演・展覧会等の鑑賞、祭り等への参加、演奏・創作活動、史跡めぐり、読書などを指します。」



イ 「令和元年度文化芸術の振興に関するアンケート調査」(抜粋)

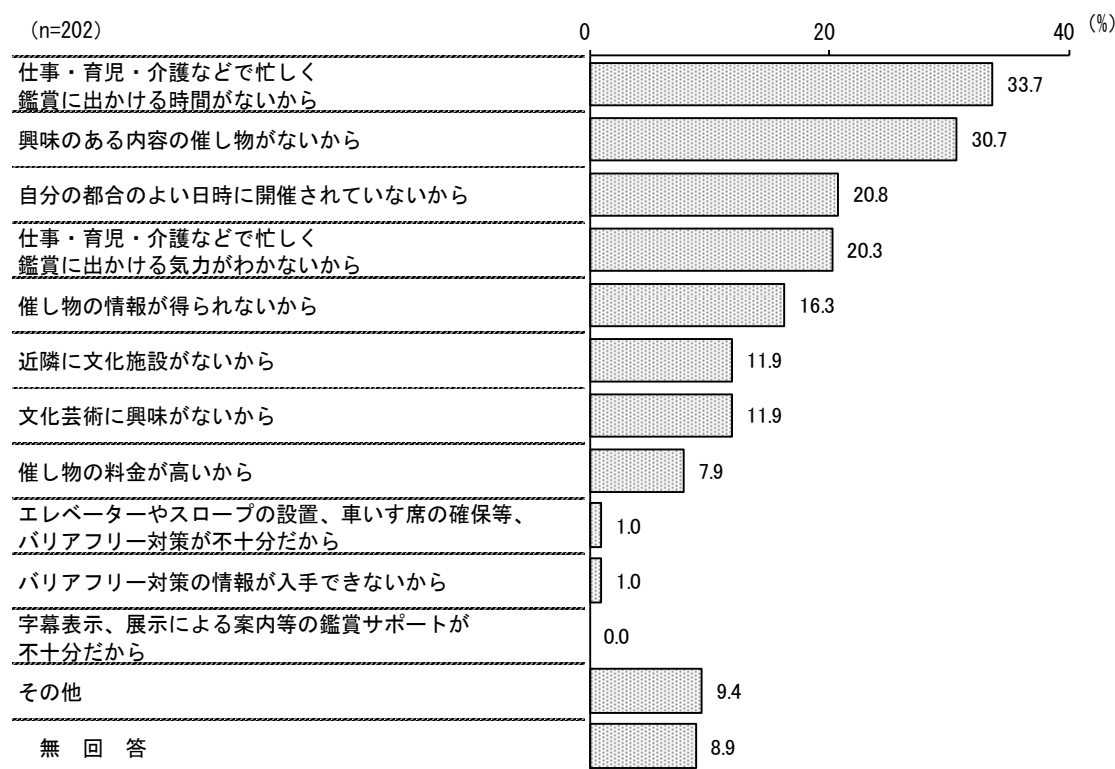
(ア) 施設などで文化芸術を鑑賞(体験)しなかった理由

「昨年度に施設などで鑑賞(体験)しなかった方」202人を対象に、その理由を聞いたところ、「仕事・育児・介護などで忙しく鑑賞に出かける時間がないから」(33.7%)が3割台半ばと最も高く、以下「興味のある内容の催し物がないから」(30.7%)、「自分の都合のよい日時に開催されていないから」(20.8%)、「仕事・育児・介護などで忙しく鑑賞に出かける気がわからないから」(20.3%)となりました。

【問1で「23鑑賞しなかった」に回答した方に】または【問3で「1」～「10」「13」に回答がない方に】

問8 あなたが昨年度、施設などで文化芸術を鑑賞(体験)しなかった理由はなんですか。(〇は3つまで)

<図表 I-1-14> 施設などで文化芸術を鑑賞(体験)しなかった理由



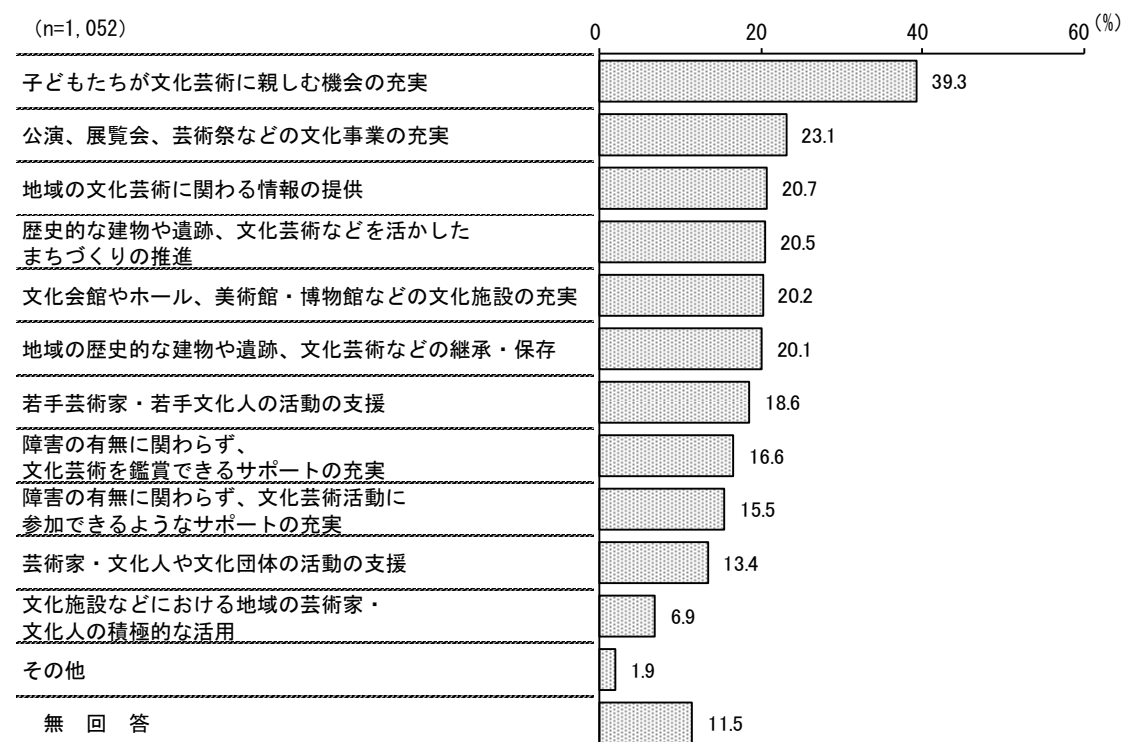
(イ) 県が積極的に取り組むべき分野

本県の文化芸術を振興するために県が積極的に取り組むべき分野を聞いたところ、「子どもたちが文化芸術に親しむ機会の充実」(39.3%)が約4割で最も高く、以下「公演、展覧会、芸術祭などの文化事業の充実」(23.1%)、「地域の文化芸術に関わる情報の提供」(20.7%)、「歴史的な建物や遺跡、文化芸術などを活かしたまちづくりの推進」(20.5%)、「文化会館やホール、美術館・博物館などの文化施設の充実」(20.2%)、「地域の歴史的な建物や遺跡、文化芸術などの継承・保存」(20.1%)となりました。

問 24 千葉県文化芸術を振興するために、県が積極的に取り組むべき分野はどのようなことだと思いますか。

(○は3つまで)

<図表 I-6-1> 県が積極的に取り組むべき分野



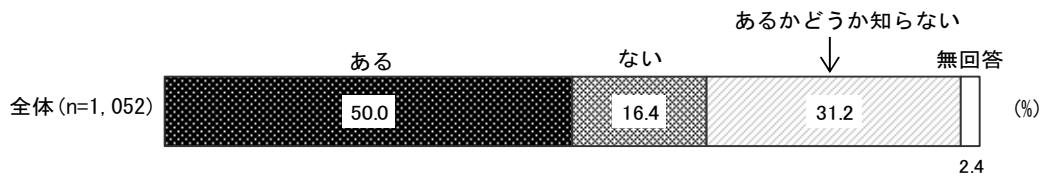
(ウ) 居住地域における伝統芸能への参加有無及び今後の意向

お住まいの地域で継承されている伝統芸能があるかを聞いたところ、「ある」(50.0%)が5割を占め、「あるかどうか知らない」(31.2%)が3割を超えました。

また、「お住まいの地域で継承されている伝統芸能がある方」526人を対象に、担い手(出演、みこしの担ぎ手、裏方等)として参加の有無と今後の意向を聞いたところ、「参加していないし、今後参加したいとも思わない」(57.2%)が約6割と最も高い結果となりました。その一方で、「参加しているし、今後も続けたいと思う」(15.0%)は1割台半ばとなりました。

問 16 あなたが住んでいる地域では、継承されている祭り、踊り、笛・太鼓の音楽等の伝統芸能がありますか。
(○は1つ)

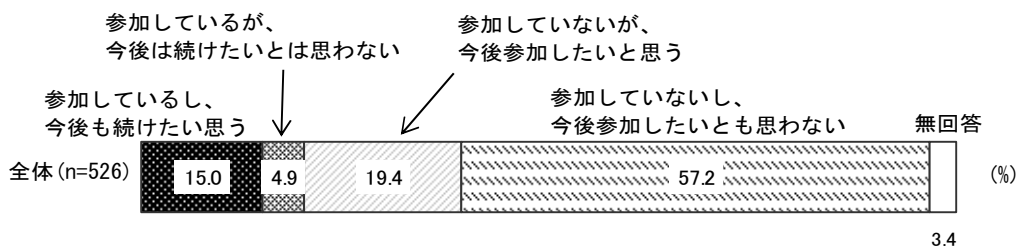
<図表 I-3-1> 居住地域における継承されている伝統芸能の有無



【問 16 で「1. ある」に回答した方に】

問 17 あなたは、自分が住んでいる地域の伝統芸能に担い手(出演、みこしの担ぎ手、裏方等)として参加していますか。または参加したいと思いますか。(○は1つ)

<図表 I-3-3> 居住地域における伝統芸能への参加有無及び今後の意向

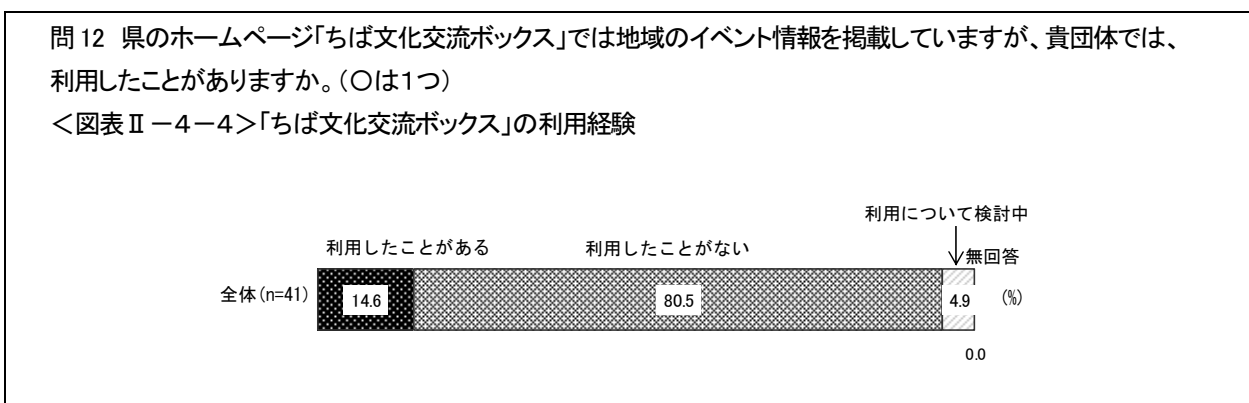


(2) 文化芸術団体を対象とした調査(「令和元年度文化芸術の振興に関するアンケート調査」(抜粋))

千葉県内の文化芸術関連団体(千葉県芸術文化団体協議会加盟団体及び県域で活動する文化芸術団体)を対象とした調査の結果は以下のとおりでした。

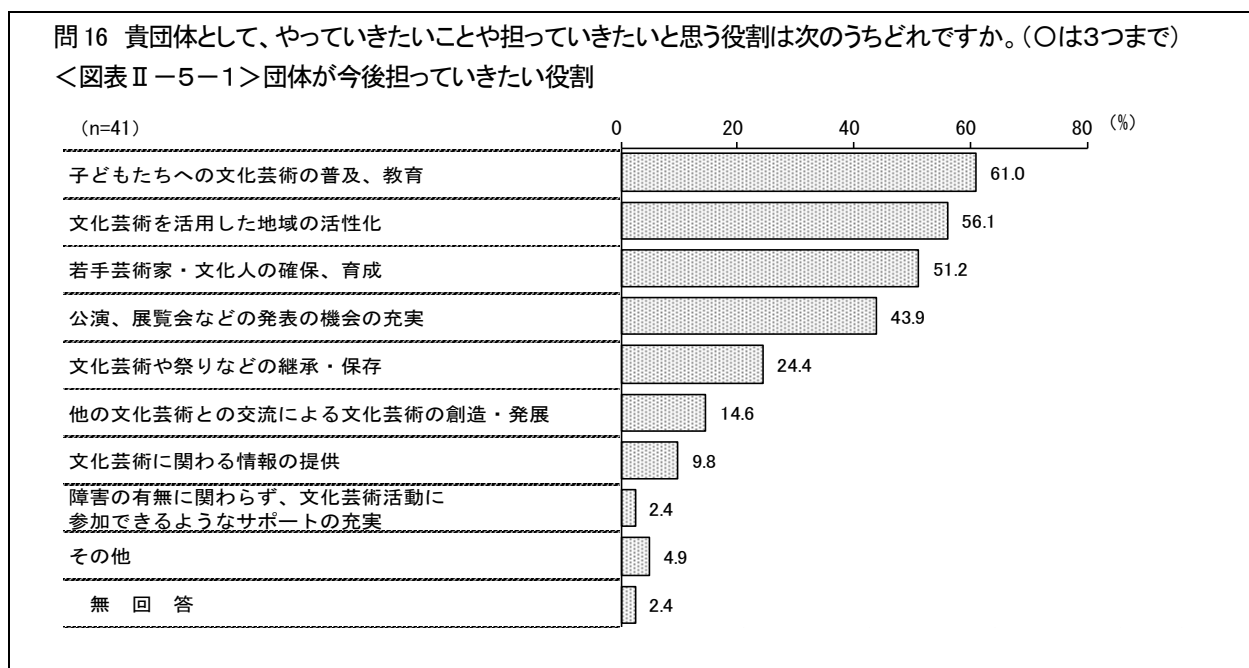
ア 「ちば文化交流ボックス」の利用経験

県内の文化芸術に関する情報を総合した県のホームページである「ちば文化交流ボックス」の利用経験を聞いたところ、「利用したことがある」(14.6%)が1割台半ばとなっています。また、「利用したことがない」(80.5%)は約8割となっています。



イ 団体が今後担っていききたい役割

団体が今後担っていききたい役割を聞いたところ、「子どもたちへの文化芸術の普及、教育」(61.0%)が6割を超えて最も高く、以下「文化芸術を活用した地域の活性化」(56.1%)、「若手芸術家・文化人の確保、育成」(51.2%)、「公演、展覧会などの発表の機会の充実」(43.9%)となりました。

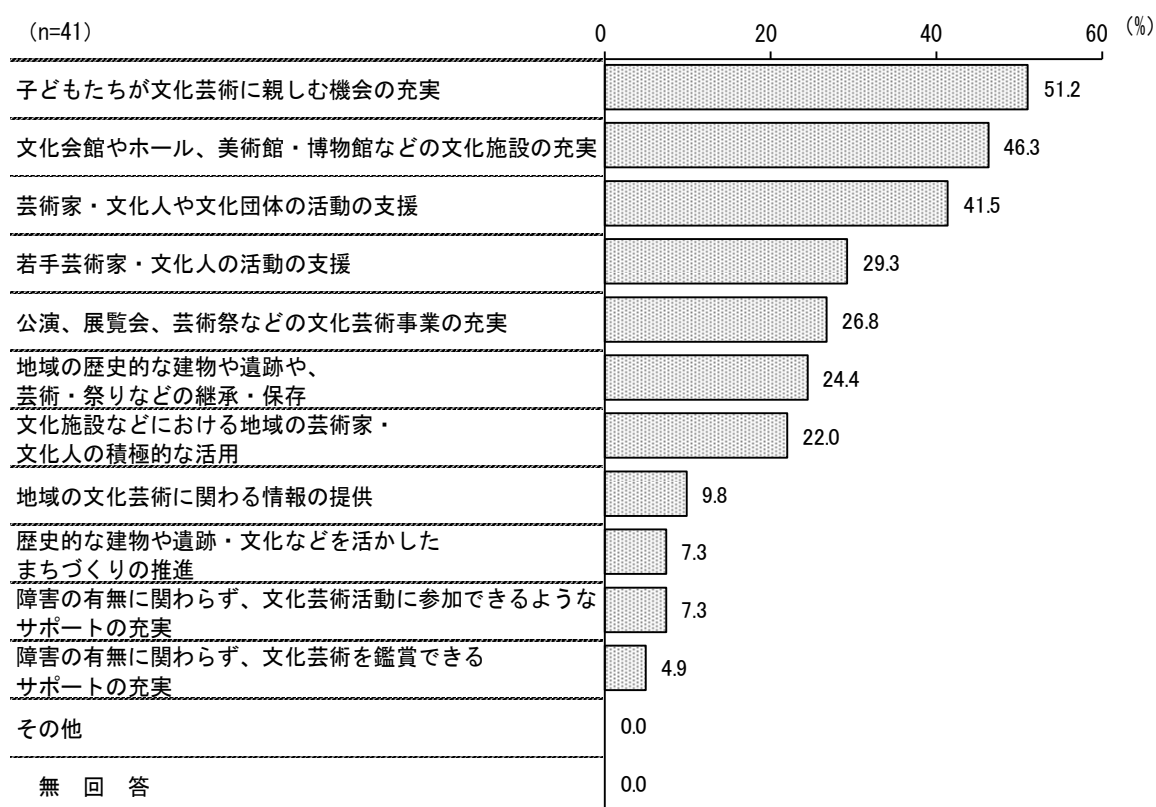


ウ 文化芸術振興のために県が担う役割

本県の文化芸術を振興するために県が担う役割を聞いたところ、「子どもたちが文化芸術に親しむ機会の充実」(51.2%)が5割を超えて最も高く、以下「文化会館やホール、美術館・博物館などの文化施設の充実」(46.3%)、「芸術家・文化人や文化団体の活動の支援」(41.5%)となりました。

問 19 千葉県文化芸術を振興するために、県が担う役割はどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

<図表Ⅱ-6-1> 振興のために県が担う役割



第3章 施策の方向性

1 目指す姿と取組の基本方向

【目指す姿】

あらゆる人々が文化芸術に親しみ、交流することで創り育む心豊かな県民生活と活力ある地域社会

文化芸術は、県民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で欠かせないものであり、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他社会のあらゆる分野と関わり、地域社会の発展と県民の活力を高めていく貴重な財産です。

そこで、障害の有無や年齢、性別等に関わらずあらゆる人々が文化芸術を享受できるよう、様々な機会の提供、活動への支援、人材の育成などの環境づくりを行うとともに、地域の伝統文化が次世代へ継承され、地域活性化につながる取組を行います。特に、次代を担う子どもや若者が文化芸術に触れる機会の充実を図ります。

また、本県には、固有の歴史・文化・豊かな自然、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会により得られたレガシー等があることから、これら多様な「ちば文化」の強みを生かしたブランド化を進め、本県の文化的魅力の認知度向上に取り組むとともに、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等様々な分野との連携を推進します。

さらに、文化芸術の創造や発信の手段の多様化や、新型コロナウイルス感染症の拡大による新たな生活様式に対応するため、ICTの活用やデジタル化にも取り組みます。

なお、本県では新たな千葉県総合計画のもと、SDGsに通じる様々な施策を着実に推進することとしていることから、SDGsの考え方も踏まえ、これらの取組を通じて、心豊かに暮らすことができる活力ある地域社会をつくることを目指します。

2 基本指標等

本計画全体の達成度を計るための基本指標及び目標を次のとおりとします。

指標	現状（令和2年度）	目標（令和6年度）
この1年間に、文化芸術を鑑賞した県民の割合 （オンラインでの鑑賞を含む）	（参考）69.5% ⁸	75.0%
この1年間に、鑑賞を除く文化芸術活動をしたことがある県民の割合 （オンラインでの活動を含む） （「文化芸術活動」とは、創作や出演、習い事、祭りや体験活動、趣味を同じくするグループでの活動への参加を含む）	—	50.0%

3 5つの視点

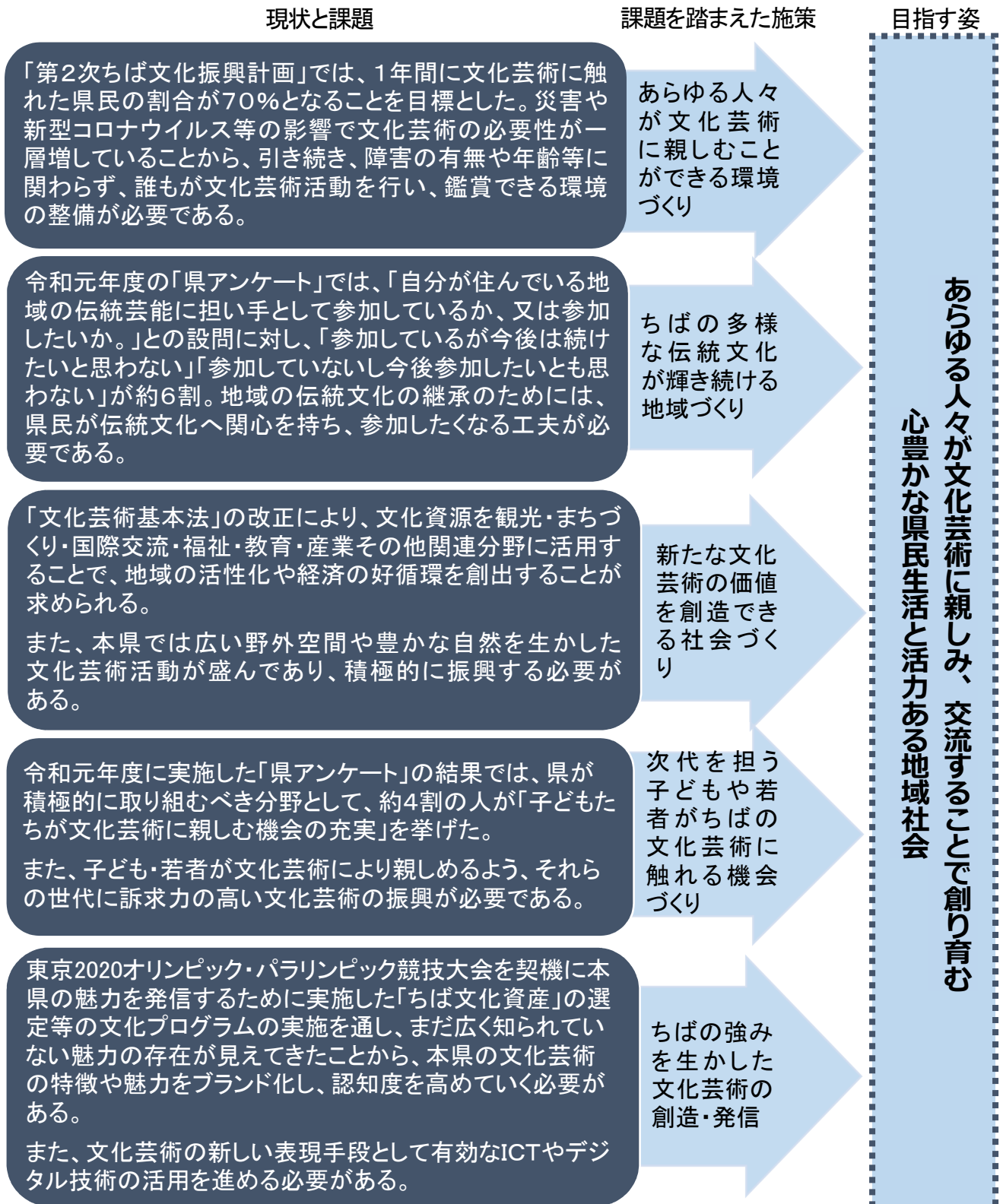
目指す姿の実現に向けて、千葉県文化芸術の振興に関する条例の理念を踏まえ、文化芸術に関する施策に取り組む際に重視すべき視点を次の5つとします。

アイデンティティー	千葉県民としての意識や、地域・郷土への愛着を持つこと。
多様性	共生社会として、年齢、障害の有無等に関わらず、文化芸術に触れること。
継 承	伝統芸能・文化財等を保存、継承していくこと。
創 造	新たな文化芸術を創造していくこと。
展 開	文化芸術そのものだけでなく、多様な分野と連携、発展していくこと。

⁸ 第60回（令和2年度）県政に関する世論調査において、「文化芸術に触れたか（鑑賞・活動をしたか）」の問いに対し、「触れなかった」及び無回答を差し引いた県民の割合。この割合には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、オンラインでの音楽や映画等の視聴機会が増加した等の社会状況の変化に鑑み、オンラインで文化芸術を鑑賞・表現した場合を含めています。

4 取り組むべき課題と施策の方向性

前計画での取組や文化芸術を取り巻く諸情勢の変化や、重視する5つの視点を踏まえ、さらに総合的かつ効果的な文化芸術の推進を図るため、現状及び本計画で取り組むべき課題及び、施策の方向性を整理すると、次のようになります。



第4章 施策の体系

1 施策の柱の考え方

本計画では、「第2次ちば文化振興計画」と同様に、あらゆる人々が文化芸術に親しむことができる環境づくりや伝統文化の保存・継承・活用を重視し、それぞれを柱の一つとして設定しています。(施策の柱1及び2)

また、「文化芸術基本法」及び「文化財保護法」の改正の趣旨を踏まえ、文化芸術・文化財を観光やまちづくり等の他分野との連携に生かし、新たな価値を創造できる社会づくりを柱の一つとして設定しています。

同時に、県内ではこれまでも広い野外空間や豊かな自然を活用した音楽イベントや芸術祭、ダンスイベント等が県内各地で開催されており、自然との一体感を感じられる文化芸術活動は、本県の立地上の特性を最大限に生かした、本県らしい文化芸術の創造や地域の活性化につながることから、積極的に取り組むこととしています。(施策の柱3)

さらに、令和元年度に県民等を対象に実施したアンケート調査の結果、次代を担う子どもや若者がちばの文化芸術に親しむ機会の充実についてニーズが高かったことから、新たに施策の柱の一つとして設定しています。(施策の柱4)

加えて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に実施した各種文化プログラムを通じ、本県には貴重な宝であるが県民に十分に知られていない文化資源が多数あることがわかりました。こうしたちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信を新たに施策の柱の一つとして設定しています。(施策の柱5)

以上の5つの施策の柱に基づき、次のとおり施策を展開します。

2 施策の概要

施策の柱	施策の展開
<p>1 あらゆる人々が文化芸術に親しむことができる環境づくり</p> <p>文化芸術活動を行う人々の自主性や専門性が尊重されるときともに、障害の有無や年齢等に関わらず、誰もが文化芸術を実践・鑑賞することができる環境を整備する</p>	<p>あらゆる人々が文化芸術に触れ親しむ機会の提供、関心及び理解の促進</p> <p>文化芸術活動の担い手やそれを支える人材の育成・支援・活用</p> <p>文化施設等（文化会館、美術館・博物館等）の機能の充実</p>
<p>2 ちばの多様な伝統文化が輝き続ける地域づくり</p> <p>県内各地で守られてきた伝統文化を地域で活用し、未来に継承する</p>	<p>ちばの多様な伝統文化を知る機会の提供</p> <p>伝統文化の保存・継承</p> <p>文化財・文化的景観等の保存と活用</p>
<p>3 新たな文化芸術の価値を創造できる社会づくり</p> <p>観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等、他分野との連携により文化芸術が社会の様々な場面で輝く機会を創出する</p>	<p>様々な関係者による文化芸術のネットワークの構築</p> <p>観光等の様々な分野と連携した文化資源の活用と地域の活性化</p> <p>文化施設等（文化会館、美術館・博物館等）の多面的な活用</p>
<p>4 次代を担う子どもや若者がちばの文化芸術に触れる機会づくり</p> <p>新たな文化芸術の担い手となる子ども・若者に文化芸術に触れる機会を創出する</p>	<p>豊かな感性を育む文化芸術、郷土の歴史・伝統に出会う機会の充実</p> <p>若者の文化芸術活動の支援</p> <p>伝統文化を担う子ども・若者の育成</p>
<p>5 ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信</p> <p>ちばの強みを生かした「ちば文化」のブランド化と、近年、文化芸術の新たな表現手段や発信・保存方法として発達してきたテクノロジーの導入や、伝統文化及び地域固有の文化と国内外とのコラボレーションなどにより、新たな「ちば文化」の創造を進める</p>	<p>「ちば文化」のブランド化による認知度向上と県民の誇りの醸成</p> <p>最新のテクノロジーや国内外との交流を取り入れた新たな「ちば文化」の創造</p>

3 各施策の内容

施策の柱 1 【5つの視点：アイデンティティー・**多様性**・継承・創造・展開】

あらゆる人々が文化芸術に親しむことができる環境づくり

～文化芸術活動を行う人々の自主性や専門性が尊重されるとともに、障害の有無や年齢等に関わらず、誰もが文化芸術活動を行い、鑑賞することができる環境を整備する～

文化芸術は人々の心のつながりや相互に理解し尊重しあう土壌を提供するものであり、多くの人々が文化芸術に触れ、活動が盛んになることにより、多様性を受け入れることができる心豊かな社会が形成されることが期待されます。

そのため、文化芸術活動を行う県民の自主性や専門性が尊重されるとともに、障害の有無や年齢等に関わらず、誰もが文化芸術活動に参加したり鑑賞できるよう、機会の提供、理解の促進、人材の育成、支援等を行います。

また、文化芸術活動の拠点として重要な役割を果たす文化施設等（文化会館、美術館・博物館等）の利用環境の充実を図ります。

(1) 成果指標

指標	現状（令和2年度）	目標（令和6年度）
県の主催事業や、県内公立文化会館（自主事業に限る）、美術館・博物館において、文化芸術を鑑賞した人数（オンラインの視聴者数を含む）	—	増加を目指す（※）
県の主催事業や、県内公立文化会館（自主事業に限る）、美術館・博物館において、文化芸術活動を行った人数（発表、練習、文化芸術関連の講座への参加等）（オンラインの活動を含む）	—	増加を目指す（※）

※令和4年度に実施する調査の実績値からの増加を目指します。

(2) 施策の展開と主な取組

施策の展開	主な取組
①あらゆる人々が文化芸術に触れ親しむ機会の提供、関心及び理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ あらゆる人々が文化芸術活動に参加し発表できる機会の提供 ○ 文化施設等における公演や展覧会等の充実 ○ 文化施設等以外での鑑賞の機会の提供
②文化芸術活動の担い手やそれを支える人材の育成・支援・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化芸術活動の担い手やそれを支える人材の育成 ○ 多様な関係者による支援の促進 ○ 文化芸術活動に関わる人材の活用と活動の場の提供
③文化施設等（文化会館、美術館・博物館等）の機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化芸術活動拠点としての利用環境の充実 ○ 地域の活動支援体制の充実 ○ 文化施設等における多様な利用者に対応する環境の整備

① **あらゆる人々が文化芸術に触れ親しむ機会の提供、関心及び理解の促進**

あらゆる人々が文化芸術に触れ親しむ機会を提供するとともに、県民の文化芸術に対する関心を高め、理解を促進するよう、様々な取組を行います。

○ **あらゆる人々が文化芸術活動に参加し発表できる機会の提供**

県民による文化芸術活動の活性化を図るため、障害の有無や年齢等に関わらず、あらゆる県民が文化芸術活動に参加し、発表できる機会をつくります。

○ **文化施設等における公演や展覧会等の充実**

公立文化会館等での著名なアーティストによる公演、公益財団法人千葉交響楽団等の本県を代表する芸術家が出演する公演、美術館や博物館での魅力ある展覧会等の催しを充実していきます。

○ **文化施設等以外での鑑賞の機会の提供**

県民が気軽に芸術に触れ親しむことができるよう、市町村や文化芸術団体等と連携し、商業施設、病院、公園等の文化施設以外の様々な場において公演や展覧会等を実施します。

② **文化芸術活動の担い手やそれを支える人材の育成・支援・活用**

県内の文化芸術活動を活性化するため、文化芸術活動を企画・運営する人材の育成や活動支援に関する情報発信等を行います。

○ **文化芸術活動の担い手やそれを支える人材の育成**

地域の文化芸術活動を活性化するため、関係団体等と連携し、研修会の実施等により、文化芸術活動の企画・運営等を支える人材を育成します。また、文化芸術活動で顕著な成果を収めた人や団体の功績をたたえ、表彰します。

○ **多様な関係者による支援の促進**

県による支援のほか、文化芸術活動を支援する企業等との連携を促進し、活動の場や各種助成制度等の支援に関する情報の提供等を行います。

○ **文化芸術活動に関わる人材の活用と活動の場の提供**

県内で活動するアーティストや文化に関するボランティアの情報を収集し、ボランティアを必要としている施設や団体へつなぎ、活動の場を提供します。

③ **文化施設等（文化会館、美術館・博物館等）の機能の充実**

文化会館や美術館・博物館等の文化施設等は文化芸術活動の拠点であることから、あらゆる県民にとって親しみやすい施設となるよう利用環境を充実させていきます。また、地域に開かれた事業展開を支援します。

○ **文化芸術活動拠点としての利用環境の充実**

文化会館、美術館・博物館等の文化施設等が、県民の文化芸術活動における自己表現の場として活用されるよう、練習・発表・展示等の利用をサポートしたり、県民参加型の公演、ワークショップ、講座等を実施します。

○ **地域の活動支援体制の充実**

県立文化施設の利用者のニーズや各施設の特性に応じて、専門的知識や情報発信力のある人材を育成・活用し、地域における文化芸術活動を支援します。

また、県立学校では、保有するホール等の施設や講座等の優れた教育機能を広く開放する等により、地域に根差した文化芸術活動を一層支援します。

○ **文化施設等における多様な利用者に対応する環境の整備**

障害の有無や年齢等に関わらず、あらゆる人々が文化芸術の鑑賞を楽しみ、また、文化の担い手として施設等を利用できるよう、文化施設等における多言語・障害者対応や無料公衆無線LANの整備等を進めます。

ちばの多様な伝統文化が輝き続ける地域づくり

～県内各地で守られてきた伝統文化を地域で活用し、未来に継承する～

本県には、長い歴史の中で育まれてきた年中行事などの風俗習慣、郷土芸能、食文化、伝統技術等、地域の宝とも言える多様な伝統文化が多数あります。県内各地で守られてきたこれらの伝統文化を地域で活用し、未来に継承することが県民の郷土への愛着と誇りの醸成につながっていくものと期待されます。

そこで、ちばの多様な伝統文化を知る機会を提供するとともに、伝統文化を取り巻く地域の関係者・関係機関と連携し、地域の伝統文化の保存・継承・活用を図ります。

また、文化財や文化的景観等についても、保存・活用を進めていきます。

(1) 成果指標

指標	現状（令和2年度）	目標（令和6年度）
県、県立文化会館、県立美術館・博物館が主催する文化芸術行事における、伝統文化事業の鑑賞者数 (オンラインでの視聴を含む)	—	増加を目指す(※)
県、県立文化会館、県立美術館・博物館が主催する文化芸術行事における、伝統文化体験事業の参加者数 (オンラインでの体験行事を含む)	—	増加を目指す(※)

※令和4年度に実施する調査の実績値からの増加を目指します。

(2) 施策の展開と主な取組

施策の展開	主な取組
④ちばの多様な伝統文化を知る機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伝統的な文化や芸能に触れる機会の提供 ○ 文化会館、美術館・博物館や学校等における展示、公開事業やSNSの活用等による情報発信
⑤伝統文化の保存・継承	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伝統文化の保存や後継者育成 ○ 千葉県伝統的工芸品の指定や後継者養成
⑥文化財・文化的景観等の保存と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財の保存に配慮した活用の推進 ○ 文化財の調査と普及活動の推進 ○ 文化的景観等の保全と活用の推進

④ ちばの多様な伝統文化を知る機会の提供

本県の多様な伝統文化について県民の関心を喚起するため、美術館・博物館や学校等における伝統文化の紹介や体験講座、SNS等のICTを活用した情報発信により、県民が伝統文化を知る機会を提供します。

○ 伝統的な文化や芸能に触れる機会の提供

県民の伝統文化への関心を促すため、県内各地に伝わる郷土芸能が一堂に会する「房総の郷土芸能」や、県内の工芸品の展示会等を行うなど、伝統文化に触れる取組を推進します。

また、美術館・博物館や農林水産分野等との連携を図りながら、地域の生活に根ざした食文化などの衣食住に係る「くらしの文化」の調査や再現等を行い、観光振興やまちづくりにも活用します。

○ 文化会館、美術館・博物館や学校等における展示、公開事業やSNSの活用等による情報発信

地域で伝えられてきた伝統文化を、当該地域の住民だけでなく、多くの県民に周知するため、文化会館、美術館・博物館や学校等における伝統文化を紹介する展示や、郷土芸能や伝統技術の公開事業を行います。

また、若い世代を中心に多くの方に伝統文化に関心をもっていただくため、SNSやインターネット等のICTを活用した情報発信を行い、次世代へ文化をつなげていくよう努めます。

⑤ 伝統文化の保存・継承

県内各地に伝承される郷土芸能、食文化や伝統技術は、本県の貴重な財産です。子どもたちが伝統文化に関心を持てるよう、鑑賞・体験する機会を設けるとともに、伝統文化の保存や後継者の確保を図ります。

○ 伝統文化の保存や後継者育成

県内各地で継承されてきた伝統文化は、本県の貴重な財産として保存・継承していく必要があります。そこで、特に将来を担う子どもたちが伝統文化に関心を持つ契機となるよう、学校での授業や部活動等を通して伝統文化を鑑賞・体験する機会を設けます。

また、無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を行うとともに、関係者や関係団体・機関が交流し、情報交換や意見交換を行う場を設けるなどにより、保存・継承を進めます。

○ 千葉県伝統的工芸品の指定や後継者養成

地域の生活に根差し、受け継がれてきた技術によって製造される工芸品を、「千葉県伝統的工芸品」として指定し、技術を受け継ぐ後継者の養成を行います。

⑥ 文化財・文化的景観等の保存と活用

文化財や文化的景観及び伝統的建造物群は、本県の貴重な財産です。これらを大切に保全することにより、観光振興やまちづくり等への活用が可能となります。文化財の調査、普及、保存に配慮した活用や、文化的景観等の保全と活用を推進します。

○ 文化財の保存に配慮した活用の推進

国及び県指定文化財の計画的な修繕や保存修理、防災対策など、必要な措置を行います。また、個々の文化財の特性や保存方法に配慮しつつ、博物館等での公開や観光資源としての利用等、適切な活用を図ります。

○ 文化財の調査と普及活動の推進

文化財を保護し、次世代へと継承するために、文化財の調査を行うとともに、調査結果の公表や成果を発表する機会の充実により広く県民に普及させていきます。また、調査に基づく指定などを進め、文化財所有者を支援します。

○ 文化的景観等の保全と活用の推進

県内各地には、歴史、生業、風土により形成された魅力ある景観や町並みが多数あり、本県の文化芸術のブランド化や観光振興等にも生かせる可能性を持っていることから、将来に渡り保存していく必要があります。

これらの文化的景観や伝統的建造物群の保存・活用を通して、郷土の自然、歴史、文化等に関する理解を一層深め、歴史や文化を大切に思う心や郷土愛を育むとともに、都市整備分野との連携により、保全のための普及・啓発にも取り組みます。

新たな文化芸術の価値を創造できる社会づくり

～観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等、他分野との連携により文化芸術が社会の様々な場面で輝く機会を創出する～

県内には、固有の歴史・文化に加え、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で得られた新たな文化資源、広い野外空間や自然など、新たな文化芸術の価値の創造につながる貴重な資源が数多く存在します。

これらを最大限に活用し、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等、他分野との連携により、文化芸術が、社会の様々な場面で輝く機会を創出できる社会をつくること、本県の発展や魅力向上につながっていきます。

そのため、様々な関係者との文化芸術のネットワークの構築に取り組むほか、観光等の様々な分野と連携した文化資源の活用と地域の活性化を図るとともに、文化施設等（文化会館、美術館・博物館等）の多面的な活用を進めます。

（1）成果指標

指標	現状（令和2年度）	目標（令和6年度）
観光・国際交流・福祉等、文化芸術と他分野が連携する事業に取り組んだ市町村の割合 （いずれもオンラインでの取組を含む）	55.6% ※以下のいずれかの事業に取り組んだ市町村の割合 ○観光・地域産業等の様々な分野と連携した事業 ○海外関係（現地展開・訪問、受入、イベント等）事業 ○障害者が文化芸術に触れる機会の創出	70.0%

（2）施策の展開と主な取組

施策の展開	主な取組
⑦様々な関係者による文化芸術のネットワークの構築	○ 情報交換・意見交換会の開催 ○ 文化芸術団体と企業・NPO・大学等との連携 ○ 文化芸術団体のネットワーク化の推進と活性化
⑧観光等の様々な分野と連携した文化資源の活用と地域の活性化	○ 本県固有の歴史・伝統・食文化等を活用した観光地域づくり、国際交流 ○ 日本遺産を活用した地域活性化 ○ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会により得られた新たな文化資源やネットワークの活用 ○ 広い野外空間や豊かな自然を活用した事業展開
⑨文化施設等（文化会館、美術館・博物館等）の多面的な活用	○ 芸術家・文化人や文化芸術団体、県民、市町村等との交流・連携の強化 ○ 文化施設等の学校教育や他分野での活用促進

⑦ 様々な関係者による文化芸術のネットワークの構築

あらゆる県民の文化芸術活動を支援するため、県、市町村、文化芸術団体、NPO、企業、学校等が交流や連携を強化し、「ちば文化」を重層的に支えるネットワークを構築します。

○ 情報交換・意見交換会の開催

文化芸術の推進のため、国、他の地方公共団体、文化芸術団体、大学その他の教育機関、民間事業者その他の関係者等と相互に連携を図り、情報交換や意見交換の場を設けます。また、文化施設における地域の利用者との意見交換の場の開催を促します。

○ 文化芸術団体と企業・NPO・大学等との連携

多様な関係者による文化芸術活動を推進するため、文化芸術団体、NPO、大学等と連携して各種事業を実施します。

○ 文化芸術団体のネットワーク化の推進と活性化

県のホームページ等の各種広報媒体を通じた文化芸術団体等の活動紹介や、県内の文化芸術団体の特徴やつながりを生かした公演・展示の実施等を通じて、県内の文化芸術団体のネットワークを広げていきます。

⑧ 観光等の様々な分野と連携した文化資源の活用と地域の活性化

本県の豊かで特色ある歴史・伝統文化・食文化・自然・日本遺産等を、観光地域づくりや国際交流に活用します。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会により得られた新たな文化資源やネットワーク等を活用し、新たな価値を創造します。

○ 本県固有の歴史・伝統・食文化等を活用した観光地域づくり、国際交流

県内の歴史的町並みやアニメ・映画等の舞台となったロケーション、本県独自の食文化等の文化資源を活用した観光コンテンツ開発など観光地域づくりを支援するとともに、国際交流を通じて本県の文化的魅力を県内外に発信してまいります。

○ 日本遺産を活用した地域活性化

本県の日本遺産を、観光振興やまちづくりに活用し、併せてその魅力を国内外に発信してまいります。

○ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会により得られた新たな文化資源やネットワークの活用

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムの実施を通して得られた文化芸術団体同士のネットワークや、障害の有無に関わらず共同して事業を実施するノウハウ、本県で開催されたサーフィン競技に関連するレガシーを、本県の文化芸術事業の企画や運営に生かします。

○ 広い野外空間や豊かな自然を活用した事業展開

本県は三方を海に囲まれ、里山や水辺など、豊かな自然に恵まれています。これらの豊かな自然や広い野外空間を有効活用し、自然と一体感を感じながら文化芸術を楽しむことができる音楽イベントや芸術祭、ダンスイベント等、本県ならではの文化芸術の事業を推進していきます。

⑨ 文化施設等（文化会館、美術館・博物館等）の多面的な活用

文化施設等（文化会館、美術館・博物館等）は、「ちば文化」の創造と発信の拠点でもあることから、ユニークベニュー⁹としての利用や、文化芸術による社会包摂¹⁰を実現する場としての利用など、多面的な活用を図ります。¹¹

○ 芸術家・文化人や文化芸術団体、県民、市町村等との交流・連携の強化

文化施設の活用を進めるため、文化施設において、文化芸術の関係者や地域住民との意見交換の場を設ける等により、関係者のニーズを把握します。また、県と市町村や文化施設間の交流・連携を強化し、効果的な施設運営に努めます。

○ 文化施設等の学校教育や他分野での活用促進

文化施設等について、観光資源やMICE¹²等のユニークベニューとしての利用や、福祉分野等他分野での利用等、多面的な活用を促進します。また、美術館・博物館での校外学習の受入れや、文化施設が企画し学校で行うアウトリーチ事業の実施等、学校と連携した事業に取り組みます。

⁹ ユニークベニュー：歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。

¹⁰ 社会包摂：子ども・若者や、高齢者、障害者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく機能。

¹¹ 「千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例」第二条に、「県は、県民の福祉の向上と文化の発展に資するため、文化会館を設置する。」としています。

¹² MICE:Meeting(企業等のミーティング)、Incentive(企業等の報奨・研修旅行)、Convention(国際会議)、Exhibition/Event(展示会・イベント)の総称。

次代を担う子どもや若者がちばの文化芸術に触れる機会づくり

～新たな文化芸術の担い手となる子ども・若者¹³に文化芸術に触れる機会を創出する～

令和元年度に県が実施したアンケート調査において、「県が積極的に取り組むべき分野」の中で、最も県民の関心の高い分野は、「子どもたちが文化芸術に親しむ機会の充実」という結果が出ています。

また、県内高校生へのアンケート調査結果でも、約7割が社会人になった後でも文化芸術と関わりを持つことを希望しています。

これらのことから、次代を担う子どもや若者の感性を育むため、学校における文化芸術や伝統文化の鑑賞・体験機会の提供や、県内の文化財を活用した出張体験等により、文化芸術や郷土の歴史等に触れる機会を充実させます。

さらに、若者自身による文化芸術活動の促進のため、若者による創造的な文化芸術活動への支援や、文化芸術活動に参加し、自己表現できる機会を提供します。

(1) 成果指標

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和6年度)
県及び市町村における、子ども・若者を対象とした文化芸術事業の参加者数 (子ども・若者の人数に限る) (オンラインでの取組を含む)	—	増加を目指す (※)

※令和4年度に実施する調査の実績値からの増加を目指します。

(2) 施策の展開と主な取組

施策の展開	主な取組
⑩豊かな感性を育む文化芸術、郷土の歴史・伝統に出会う機会の充実	○ 子どもたちが文化芸術に触れ親しむ機会の提供 ○ 学校教育における文化芸術活動の充実 ○ 学校等と連携した県内の文化財の活用
⑪若者の文化芸術活動の支援	○ 若者による創造的な文化芸術活動への支援 ○ 若者が文化芸術活動に参加し、自己表現できる機会の提供
⑫伝統文化を担う子ども・若者の育成	○ 児童生徒に対する伝統文化に触れる機会の提供 ○ 関係団体と連携した今後を担う人材の育成

¹³ 「子ども・若者」や「児童生徒」等の用語について、本計画においては、施策の目的や対象に応じて使い分けているため、様々な呼称を併用しています。

〈定義〉

子ども・若者：0歳～おおむね30歳未満。施策によっては40歳未満までの者。(子供・若者育成支援推進大綱(内閣府、令和3年4月))

児童生徒：学齢児童(=小学生)、学齢生徒(=中学生・高校生)(学校教育法)

⑩ 豊かな感性を育む文化芸術、郷土の歴史・伝統に出会う機会の充実

次の世代を担う子ども・若者の豊かな感性と郷土への愛着を育むため、子ども・若者が、食文化を含め文化芸術や郷土の歴史・伝統を学ぶ機会や、文化芸術活動を行う機会を充実させます。

○ 子どもたちが文化芸術に触れ親しむ機会の提供

子ども・若者の豊かな心、感性や創造性を育成するため、学校教育の場における公益財団法人千葉交響楽団等を活用した鑑賞や体験事業、美術館による実技講座・ワークショップ等を通じて、多様な文化芸術に親しむ機会を提供します。

○ 学校教育における文化芸術活動の充実

県内では児童生徒による部活動が盛んに行われていることから、芸術家や文化芸術団体等と協力して児童生徒が指導を受ける機会を提供します。

また、芸術教科や専門学校に設置されているデザイン関係の教科などに係る授業を通じ、子ども・若者の文化芸術に関する知識や技能を培います。さらに、学校図書館の蔵書を充実させるなど、学校での読書活動を一層進めます。

○ 学校等と連携した県内の文化財の活用

県内で出土した文化財を用いた学習キットを作成し小学校に配布するなど、学校教育における文化財の活用を進めます。

⑪ 若者の文化芸術活動の支援

本県の若者が、既存の枠にとらわれない創造的な文化芸術活動を行えるよう支援し、自己表現できる機会を提供します。

○ 若者による創造的な文化芸術活動への支援

若者の文化芸術活動は、既成の概念にとらわれることなく、新しい価値を創造し地域を活性化させる可能性を秘めています。そのため、ちば文化の新たな担い手となる若者による創造的な文化芸術活動を支援します。

○ 若者が文化芸術活動に参加し、自己表現できる機会の提供

若者が広く文化芸術に触れ親しみ、楽しみながら自己表現できる機会を充実させるため、若者の自己表現の手段として使われることの多いSNSやインターネットを有効に活用します。また、「千葉県高等学校総合文化祭」や、文化施設等と連携し、子ども・若者が出演・出展する事業を実施します。さらに、国内外で活躍している千葉県少年少女オーケストラの活動を支援します。

⑫ 伝統文化を担う子ども・若者の育成

子ども・若者が伝統文化に関心を持つきっかけとなるよう、伝統文化を鑑賞・体験したり、指導を受ける機会を設けます。

○ 児童生徒に対する伝統文化に触れる機会の提供

児童生徒が、専門家の指導のもと、伝統文化の鑑賞や所作の体験をすることにより、伝統文化に関心を持つ機会を設けます。

○ 関係団体と連携した今後を担う人材の育成

伝統芸能や生活文化の専門家を指導者として学校に招き、児童生徒が授業や部活動等で指導を受ける機会を設けます。また、文化施設や県内の文化芸術団体等と連携し、伝統文化の大切さを子ども・若者に伝え、次世代への継承につながる取組を実施します。

ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信

～ちばの強みを生かした「ちば文化」のブランド化と、近年、文化芸術の新たな表現手段や発信・保存方法として発達してきたテクノロジーの導入や、伝統文化及び地域固有の文化と国内外とのコラボレーションなどにより、新たな「ちば文化」の創造を進める～

本県は、三方を海に囲まれ、首都圏にありながら海や里山等の豊かな自然環境に恵まれており、この環境や都市機能を生かした野外でのイベントが行われています。

また、特別史跡「加曾利貝塚」、ユネスコ無形文化遺産「佐原の山車行事」、万祝等の海に関する文化や郷土料理等、後世に継承すべき歴史や伝統文化等もあり、多様で魅力的な文化資源が豊富です。

そこで、県民はもとより、成田国際空港や東京湾アクアライン等を利用して国内外から来訪する方にも本県の魅力を感じていただくため、本県ならではの自然と一体感を感じることのできる事業の実施や、文化資源の活用、様々な機会を捉えた情報発信等により、ちば固有の歴史・伝統文化等の「ちば文化」のブランド化を進め、「ちば文化」の認知度向上と県民の誇りの醸成につなげます。

また、文化芸術の新たな表現手段である、最新のテクノロジーを活用した創作活動の促進や、伝統文化と他の文化芸術分野とのコラボレーション、国際交流での活用により、新たな「ちば文化」の創造を推進していきます。

(1) 成果指標

指標	現状（令和2年度）	目標（令和6年度）
文化芸術に触れ、自ら取り組むことができる環境が整っていると思う県民の割合	—	50.0%

(2) 施策の展開と主な取組

施策の展開	主な取組
⑬「ちば文化」のブランド化による認知度向上と県民の誇りの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「県民の日」など様々な機会を利用した「ちば文化」の魅力発信 ○ 「日本遺産」や「ちば文化資産」など県内文化資源の活用 ○ ICTの積極的な活用 ○ 文化施設等を文化芸術の創造や情報発信の拠点とするための機能の充実
⑭最新のテクノロジーや国内外との交流を取り入れた新たな「ちば文化」の創造	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最新のテクノロジーを取り入れた新たな文化芸術の促進 ○ 古くから守り伝えられてきた伝統文化及び地域固有の文化と国内外の他の文化芸術分野とのコラボレーション等による新たな文化の創造 ○ 国際交流における「ちば文化」の活用

⑬ 「ちば文化」のブランド化による認知度向上と県民の誇りの醸成

「ちば文化」の素晴らしさを掘り起こし、価値を高めて広く発信することで、認知度を向上させるとともに、県民の愛着や誇りを醸成します。

○ 「県民の日」など様々な機会を利用した「ちば文化」の魅力発信

6月15日の「県民の日」にちなんだ各種行事等の開催や、全国各地で行われている文化活動を全国的規模で発表・交流する場である「国民文化祭」への参加、県ホームページ「ちば文化交流ボックス」等を通じて、「ちば文化」の魅力を県内外に発信します。

なお、令和5年度に県制150周年を迎えることから、これを契機に、「県民の日」事業等を通じ、より一層の県のブランド価値向上に向けた取組を行います。

○ 「日本遺産」や「ちば文化資産」など県内文化資源¹⁴の活用

観光やまちづくり等の他分野と連携し、県内で認定されている「日本遺産」の活用を促進するほか、歴史的建造物や史跡でのコンサートや展覧会の実施等、文化芸術活動の発表・表現の場として、「ちば文化資産」や県内の文化資源を活用します。

○ ICTの積極的な活用

若者を中心に、SNSやインターネットを通じ、写真、イラスト、小説などを投稿して自己表現をする人や、デジタルの媒体で音楽や動画等の文化芸術に触れる人が増えていることから、「ちば文化」の認知度を向上させるためのSNSを用いた情報発信やキャンペーンを積極的に進めます。

○ 文化施設等を文化芸術の創造や情報発信の拠点とするための機能の充実

県立文化会館、県立美術館・博物館、図書館において、県内の文化芸術活動やアーティスト・文化資源等の情報収集・発信を積極的に行うとともに、時代の流れの中で生まれた新しい文化芸術活動の掘り起こしや、このような取組を担う人材の育成を図ります。

⑭ 最新のテクノロジーや国内外との交流を取り入れた新たな「ちば文化」の創造

SNS等のICTの発達により、文化芸術の創造や発信の手段が多様化しています。最新のテクノロジーを使った文化芸術活動を支援することで、新しい「ちば文化」の創造と国内外への発信につなげます。

○ 最新のテクノロジーを取り入れた新たな創作活動の促進

動画配信、ドローン、VR¹⁵やAR¹⁶の活用など、最新の技術を取り入れた新たな創作や展示等の文化芸術活動を促進します。

¹⁴ 県内の文化資源として、このほか「房総の魅力500選」（昭和58年）、「ちば遺産100選」及び「ちば文化的景観」（ともに平成20年度）等があります。（資料編67～69ページ）

¹⁵ VR：Virtual Reality、仮想現実

¹⁶ AR：Augmented Reality、拡張現実

○ 古くから守り伝えられてきた伝統文化及び地域固有の文化と国内外の他の文化芸術分野とのコラボレーション等による新たな文化の創造

地域の文化資源とアート、邦楽とダンス、書道と音楽等、伝統芸能と国内外の他の文化芸術分野とのコラボレーション等を通じて、分野の垣根を越えた新たな文化芸術の創造を進めます。

○ 国際交流における「ちば文化」の活用

本県の豊かで特色ある歴史・伝統文化・食文化等を国際交流で紹介・活用するなど「ちば文化」の魅力を世界へ発信します。

第5章 推進体制・進行管理

1 関係機関等との連携

「あらゆる人々が文化芸術に親しみ、交流することで創り育む心豊かな県民生活と活力ある地域社会」（目指す姿）を達成するためには、国・県・市町村、文化施設、文化芸術団体といった、文化振興を主目的とする関係者だけでなく、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の広範な分野との連携が不可欠です。

このため、県では、県民をはじめ上記など多様な関係者との連携や交流を強化し、各種施策等を実施します。

本県の文化芸術活動の推進、「ちば文化」の創造と発信のために、主な関係者に期待される役割は次のように考えることができます。

（1）県民

「ちば文化」を創造し、推進していく主役は県民です。県民一人ひとりが、文化芸術活動を楽しむとともに、地域における文化芸術活動に参加することにより、県民生活がより心豊かに活力に溢れたものとなり、「ちば文化」がますます発展していくことが期待されます。

（2）芸術家、文化芸術団体等

芸術家には、文化芸術の担い手としての役割が期待されます。公益財団法人千葉交響楽団、文化芸術団体やNPOなど、県内各地の文化芸術団体は、文化芸術活動を実践する者として、地域の様々な団体と交流し、地域における文化芸術を担っていくことが期待されます。

（3）文化芸術振興に関連する法人、団体等

公益財団法人千葉県文化振興財団など文化振興を目的として設立された法人やNPO等は、各種文化事業の企画や文化活動への支援、文化芸術の発信拠点としての文化施設の管理運営業務などを通して、文化芸術の振興を図っており、専門性・継続性を生かし、地域の特性に合った活動が期待されます。

（4）文化施設等（文化会館、美術館・博物館等）

文化施設等は、多様な文化芸術の提供や創造・情報発信の拠点として、関係機関のネットワーク構築、人材育成等の役割が期待されます。

（5）学校

小・中学校や高等学校等の学校は、子どもたちが学ぶ場であるとともに、子どもたちが文化芸術に接することで人生をより豊かにするきっかけを与える場でもあります。また、本県の文化芸術活動の裾野を拡大する上で、文化芸術活動の担い手を育成する重要な役割を果たしています。

(6) 大学

大学は、教育機関であると同時に研究機関として、多くの人材や研究成果、施設を有しています。文化芸術活動の主導的な役割を担うほか、地域の文化振興についての助言・提案や情報提供等を行うなどの役割が期待されます。

(7) 企業等

企業は、地域社会を構成する一員として、文化芸術活動への支援や、文化資源の活用等を通じて地域の活性化に貢献していくことが期待されます。

(8) 市町村

市町村は、住民の身近に位置する基礎的な自治体として、それぞれの地域の特性を生かし、域内の文化芸術団体や学校、県、他の市町村とも連携を取りながら、地域の文化芸術振興の主たる役割を担うことが期待されます。

(9) 県

県は、「文化芸術基本法」等の関係法令、「千葉県文化芸術の振興に関する条例」、県の総合計画及び本計画に基づき、文化以外の分野を所管する県の行政機構、様々な関係者と連携しながら、本県の文化に関心を持つ人々の協力や支援も得られるよう努めつつ、本県の特性に応じた文化芸術に関する施策を総合的に推進します。

2 計画の進捗状況の評価等

本計画の進捗管理については、基本目標及び施策の柱ごとに、計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）というマネジメントサイクルに基づいて行います。毎年度、指標の達成度等を分析し評価するほか、関連事業の実施状況を把握し、有識者会議等の第三者の視点からの意見を聴いた上で、それらの結果を公表し、施策の改善等に生かしていきます。

また、県内の文化芸術活動の状況について定期的・継続的に調査し把握します。

資料編

1 文化芸術基本法

(平成十三年法律第四百四十八号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等し

く、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他

の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 千葉県文化芸術の振興に関する条例

平成三十年十月十九日
条例第五十五号

文化芸術は、人が本来的にもつ情動の発露である。

文化芸術は、一人ひとりの個性を育み、生きる喜び、感動、安らぎをもたらすものである。

文化芸術は、人々が相互に理解し尊重しあう場を提供し、ひいては平和に寄与するものである。

私たちが暮らす千葉県は、三方を海に囲まれ、変化に富んだ美しい海岸線と肥沃な大地に恵まれ、四季折々の彩り豊かな花、湖沼や谷津などの美しい水辺、緑豊かな里山に恵まれた郷土である。温暖湿潤な気候と自然の恵みは、古代から人々に豊かな暮らしをもたらし、貝塚をはじめとする遺跡や、伝統芸能、祭り、郷土料理などの地域固有の文化が今に受け継がれてきた。

また、我が県は、人や物、情報が活発に交流する中で、様々な文化芸術活動が盛んに行われており、伝統芸能からメディア芸術まで県内各地に多様な文化芸術を花開かせてきた。

こうした房総の特性を活かし、県民が文化芸術に親しむ土壌を醸成するとともに、世界との交流の扉を有する地にふさわしく、我が千葉県の文化芸術を広く国の内外に発信しなければならない。

私たちは、郷土への誇りと愛着を深め、先人が創りあげた文化の継承と新たな創造を決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術の礎である表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性や専門性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の特色を反映した文化芸術の発展が図られなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術が県民共通の財産として生まれ、将来の世代に引き継がれるよう配慮されなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、県の文化芸術及びその魅力が、県内はもとより、国内外へ発信されるよう、文化芸術に係る交流の推進が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く県民の意見が反映されるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくり、観光、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町村との連携を図

りつつ、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村が実施する文化芸術に関する施策について、情報提供、必要な助言その他の支援に努めるものとする。

(県民の関心及び理解)

第四条 県は、県民が文化芸術を享受し、創造することができるとともに、県民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるよう努めなければならない。

(国、他の地方公共団体、文化芸術団体等との連携)

第五条 県は、基本理念の実現を図るため、国、他の地方公共団体、文化芸術団体、大学その他の教育研究機関、民間事業者その他の関係者（以下「文化芸術団体等」という。）等と相互に連携を図り、その能力を活用するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第六条 県は、文化芸術に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術推進基本計画)

第七条 県は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画を定めなければならない。

2 前項の計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、第一項の計画を定めるに当たっては、あらかじめ、文化芸術団体等の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めなければならない。

4 知事は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

(芸術の振興)

第八条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 県は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 県は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 県は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 県は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用等)

第十三条 県は、歴史、風土等に培われてきた有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等の把握及び調査に努めるとともに、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、郷土についての歴史的価値がある文書及び記録が適切に保存され、継承され、及び活用されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 県は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域にお

ける文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項に定めるもののほか、地域の歴史、風土等に培われてきた地域固有の行事、祭り、伝統的な農法、漁法、技術等その他の地域固有の文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に関する発信等）

第十五条 県は、県の文化芸術の県内外への周知を図るため、県の文化芸術に関し、事例の把握、情報の収集、発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、文化芸術に係る国内外の交流の推進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（県民の鑑賞等の機会の充実）

第十七条 県は、広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（県民の文化芸術活動の充実）

第十八条 県は、年齢又は障害の有無にかかわらず、県民が行う文化芸術活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（教育における文化芸術活動の充実）

第十九条 県は、幼児期の教育、学校教育等教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校等における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十条 県は、県民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（地域の歴史的又は文化的景観の保全等）

第二十一条 県は、地域の歴史的又は文化的景観を保全し、及び活用するため、必要な施策を講ずるものとする。

（顕彰）

第二十二条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 房総文化憲章



房総の緑と海と土を礎（いしずえ）とし、先人のたゆまぬ努力によってはぐくまれてきた文化を一層発展させ、誇りのもてるふるさと房総を築いていくことは、私たち県民すべての願いです。

社会の移り変わりのなかで、ともすれば失われがちな人と自然との調和や人と人とのきずなを見つめ直し、うるおいや喜びをもたらしてくれる心豊かな県民文化を創造していくことがいま求められています。

私たちは、一人ひとりが文化の担い手であることを自覚し、さまざまな文化との交流を進めつつ、世界に開かれた文化県をめざして、ここに房総文化憲章を定めます。

一人ひとりが文化を愛する心をはぐくみ、県民文化の創造に参加しよう

地域の特色を生かし、水や緑との調和や心のきずなを大切にして、むらやまちづくりを行おう

私たちの財産である伝統文化や文化財を守り、受けついでいこう

空と海とを通じ世界に開かれた房総の特性を生かし、国際文化交流を進めよう

文化の視点に立って行政を進め、心豊かな県民文化の創造を支援しよう

昭和60年11月3日制定

4 令和元年度文化芸術の振興に関するアンケート調査（概要版）

（1）調査の目的

文化芸術に関する県民及び文化芸術関連団体の関心、要望、意向などをとらえ、「千葉県文化芸術の振興に関する条例」第7条に基づく文化芸術推進基本計画策定のための基礎資料とすることを目的とする。

（2）調査の設計

○県民向け

ア 調査対象 千葉県在住の満18歳以上の男女個人

イ 標本数 3,000人

ウ 抽出方法 層化二段無作為抽出法

※層化二段無作為抽出法とは、行政単位と地域によって県内をブロックに分類し（層化）、各層に調査地点を人口に応じて比例配分し、国勢調査における調査区域及び住民基本台帳を利用して（二段）、各地点ごとに一定数のサンプル抽出を行うものである。

エ 調査方法 郵送法、オンライン調査法の併用
（調査票を郵送送付し、回答を郵送・オンラインで回収する）

○関連団体向け

ア 調査対象 千葉県内の文化芸術関連の団体

イ 標本数 60団体

ウ 抽出方法 県が指定（千葉県芸術文化団体協議会加盟団体及び県域で活動する文化芸術団体）

エ 調査方法 郵送法（調査票を郵送送付し、回答を郵送で回収する）

○調査時期 令和元年9月10日～10月15日

（3）回収結果

○県民向け 有効回収数（率） 1,052名（35.1%）

○関連団体向け 有効回収数（率） 41団体（68.3%）

（4）調査の項目

4-1 県民向け

- ①鑑賞（体験）について
- ②自分自身の参加・出演について
- ③各地域における伝統芸能について
- ④障害のある方の文化芸術活動について
- ⑤文化施設について
- ⑥県が実施する事業等について

4-2 関連団体向け

- ①会員（加入者）の状況について
- ②活動状況について
- ③障害のある方への配慮について
- ④PR活動について
- ⑤団体が今後担っていききたい役割について
- ⑥県が実施する事業等について

4-1 調査の結果（県民向け）

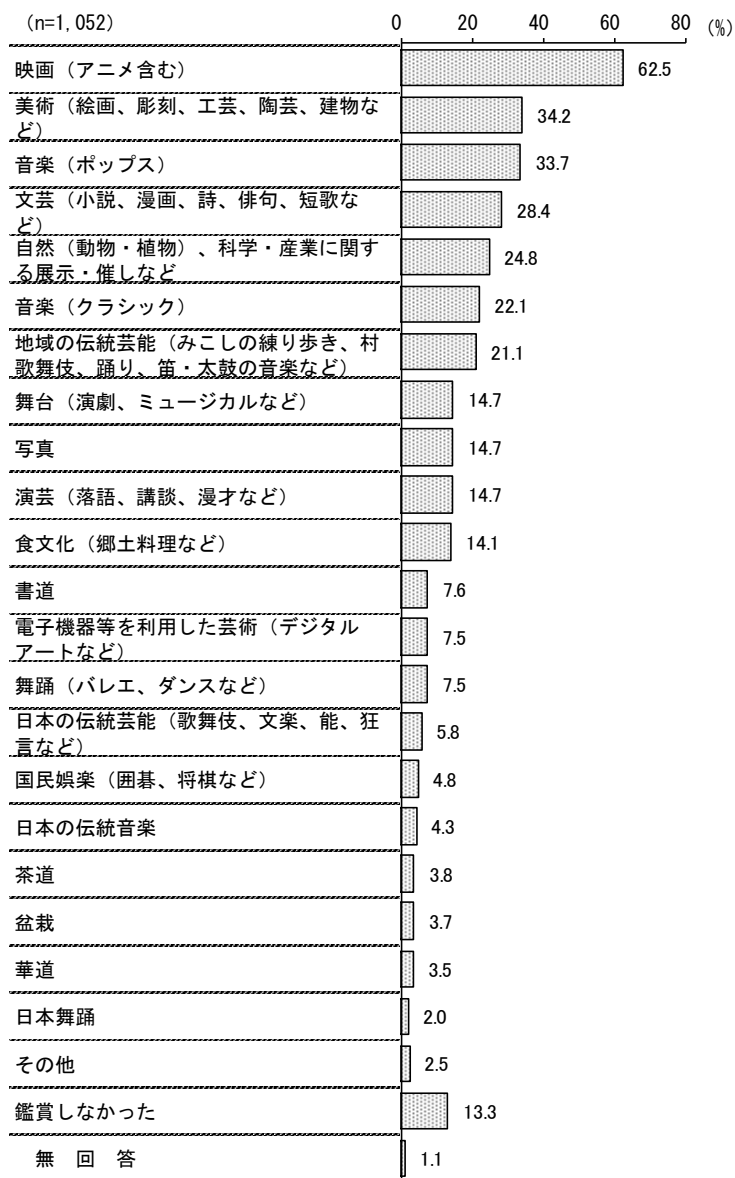
1 鑑賞（体験）について

（1）昨年度に鑑賞（体験）した文化芸術

（複数回答：いくつでも）

昨年度に鑑賞（体験）した文化芸術を聞いたところ、「映画（アニメ含む）」（62.5%）が約6割で最も多い。以下、「美術（絵画、彫刻、工芸、陶芸、建物など）」（34.2%）、「音楽（ポップス）」（33.7%）、「文芸（小説、漫画、詩、俳句、短歌など）」（28.4%）が続く。

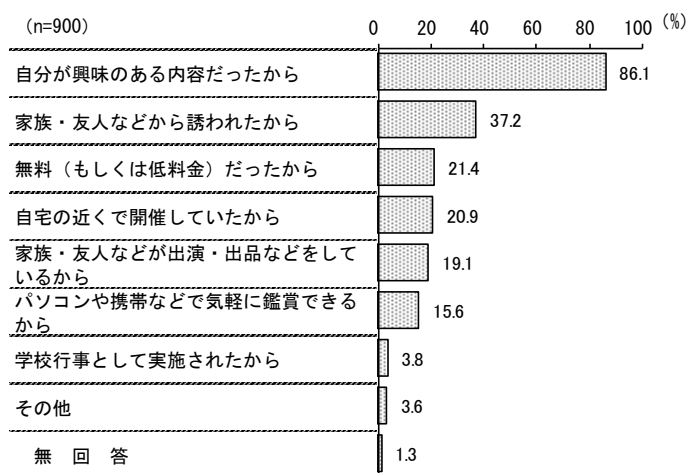
一方で、「鑑賞しなかった」（13.3%）が1割を超えている。



（2）文化芸術を鑑賞（体験）した理由

（複数回答：いくつでも）

「昨年度に鑑賞（体験）した方」900人を対象に、鑑賞（体験）した理由を聞いたところ、「自分が興味のある内容だったから」（86.1%）が8割台半ばで最も多い。以下、「家族・友人などから誘われたから」（37.2%）、「無料（もしくは低料金）だったから」（21.4%）、「自宅の近くで開催していたから」（20.9%）が続く。

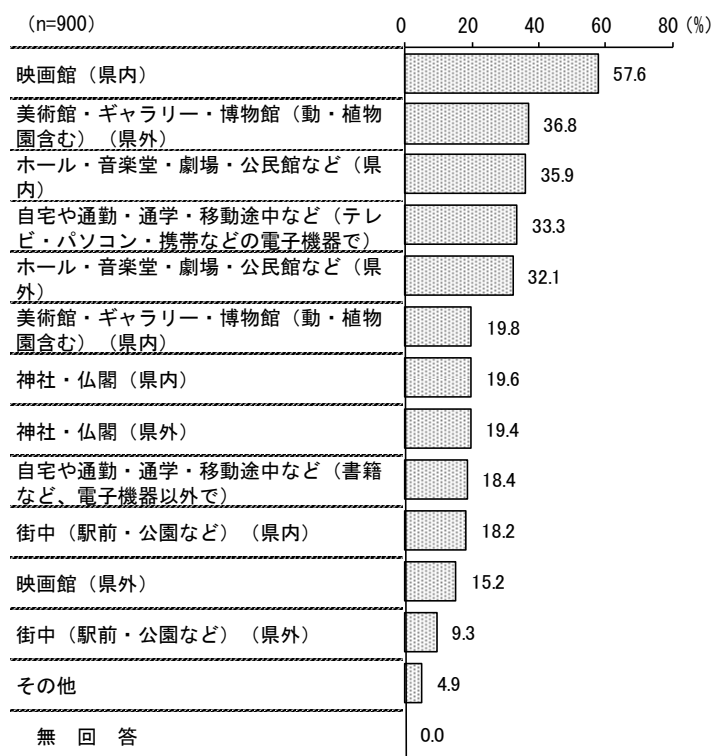


(3) 文化芸術を鑑賞（体験）した場所

(複数回答：いくつでも)

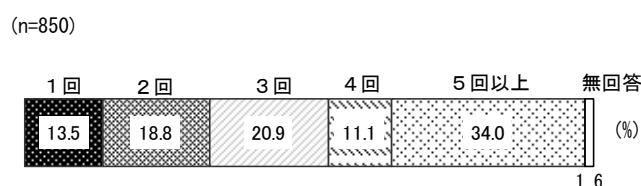
「昨年度に鑑賞（体験）した方」900人を対象に、鑑賞（体験）した場所を聞いたところ、「映画館（県内）」（57.6%）が約6割で最も多い。以下、「美術館・ギャラリー・博物館（動・植物園含む）（県外）」（36.8%）、「ホール・音楽堂・劇場・公民館など（県内）」（35.9%）、「自宅や通勤・通学・移動途中など（テレビ・パソコン・携帯などの電子機器で）」（33.3%）、「ホール・音楽堂・劇場・公民館など（県外）」（32.1%）が続く。

また、「映画館」は『県内』が『県外』に比べ約42ポイント高く、「美術館・ギャラリー・博物館（動・植物園含む）」は『県内』が『県外』に比べ約17ポイント低い。



(4) 施設などの利用回数

「昨年度に施設などで鑑賞（体験）した方」850人を対象に、利用回数を聞いたところ、「5回以上」（34.0%）が3割台半ばで最も多い。以下、「3回」（20.9%）。「2回」（18.8%）が続く。



(5) 施設などの利用者の満足度

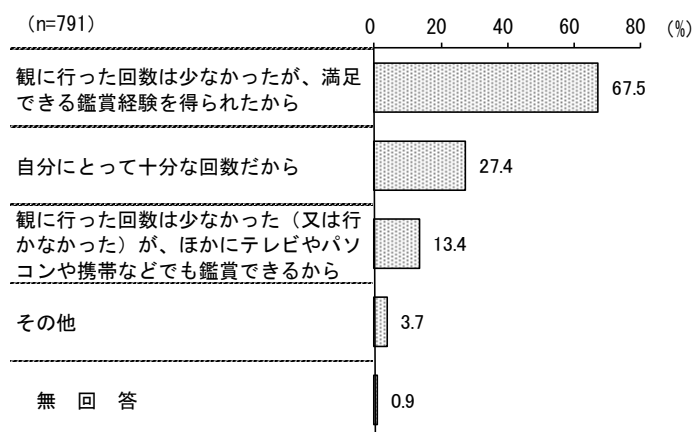
「昨年度に施設などで鑑賞（体験）した方」850人を対象に、満足できたかを聞いたところ、「満足できた」（93.1%）が9割を超えている。



(6) 施設などの利用者の「満足できた」理由

(複数回答：いくつでも)

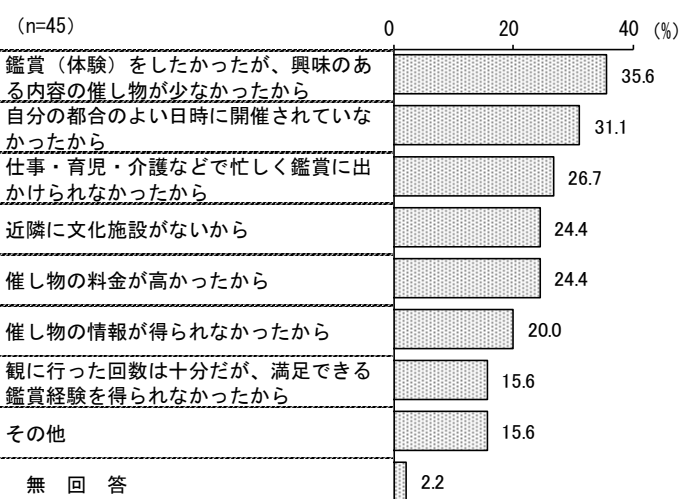
『満足できた』とした方 791人を対象に、その理由を聞いたところ、「観に行った回数は少なかったが、満足できる鑑賞経験を得られたから」(67.5%)が約7割で最も多い。以下、「自分にとって十分な回数だから」(27.4%)が続く。



(7) 施設などの利用者の「満足できなかった」理由

(複数回答：いくつでも)

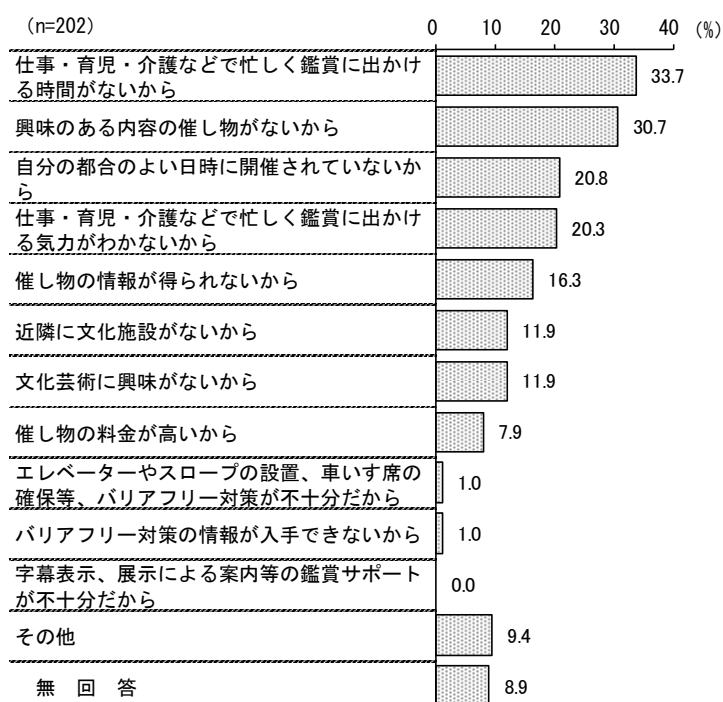
『満足できなかった』とした方 45人を対象に、十分な鑑賞(体験)ができなかった理由を聞いたところ、「鑑賞(体験)をしたかったが、興味のある内容の催し物が少なかつたから」(35.6%)が3割台半ばで最も多い。以下、「自分の都合のよい日時に開催されていなかったから」(31.1%)、「仕事・育児・介護などで忙しく鑑賞に出かけられなかったから」(26.7%)が続く。



(8) 施設などで文化芸術を鑑賞(体験)しなかった理由

(複数回答：3つまで)

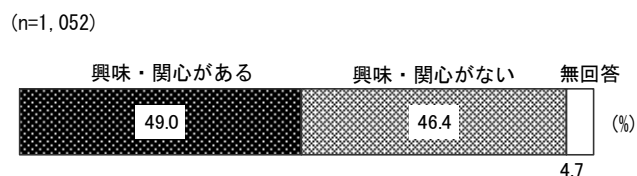
「昨年度に施設などで鑑賞(体験)しなかった方」202人を対象に、その理由を聞いたところ、「仕事・育児・介護などで忙しく鑑賞に出かける時間がないから」(33.7%)が3割台半ばと最も多い。以下、「興味のある内容の催し物がないから」(30.7%)、「自分の都合のよい日時に開催されていないから」(20.8%)が続く。



2 自分自身の参加・出演について

(1) 文化芸術活動を行うことへの興味・関心

文化芸術活動を行うことへの興味・関心を聞いたところ、「興味・関心がある」(49.0%)が約5割である。



(2) 文化芸術活動の継続的実施の有無

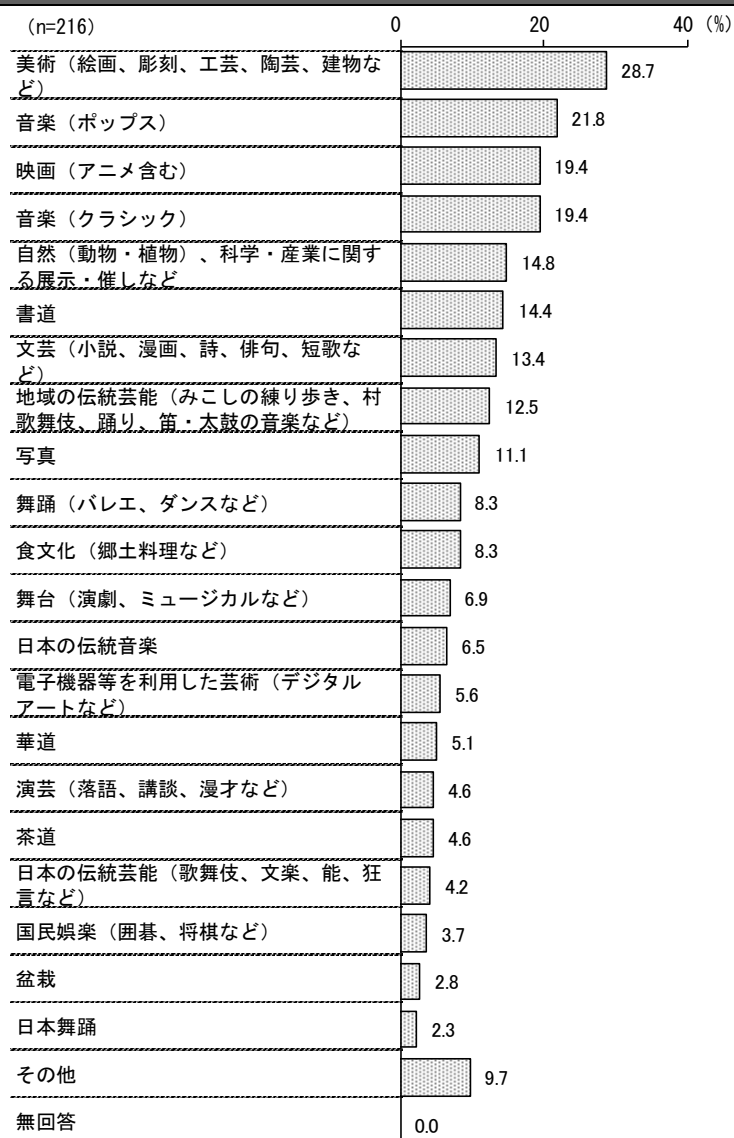
「文化芸術活動を行うことに『興味・関心がある』とした方」515人を対象に、継続的に何らかの文化芸術活動を行っているかを聞いたところ、「行っている」(41.9%)が4割を超えている。



(3) 継続的に実施しているジャンル

(複数回答：いくつでも)

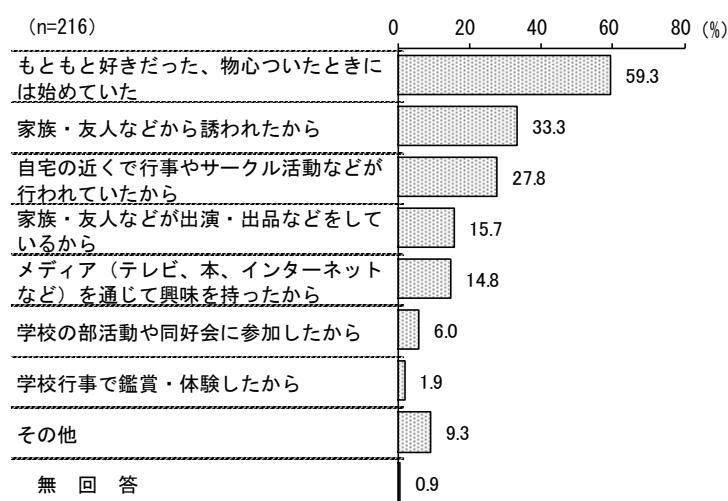
「文化芸術活動を継続的に実施しているとした方」216人を対象に、行っているジャンルを聞いたところ、「美術(絵画、彫刻、工芸、陶芸、建物など)」(28.7%)が約3割で最も多い。以下、「音楽(ポップス)」(21.8%)、「映画(アニメ含む)」(19.4%)、「音楽(クラシック)」(19.4%)が続く。



(4) 文化芸術活動を始めた理由

(複数回答：いくつでも)

「文化芸術活動を継続的に実施しているとした方」216人を対象に、文化芸術活動を始めた理由を聞いたところ、「もともと好きだった、物心ついたときには始めていた」(59.3%)が約6割で最も多い。以下、「家族・友人などから誘われたから」(33.3%)、「自宅の近くで行事やサークル活動などが行われていたから」(27.8%)が続く。

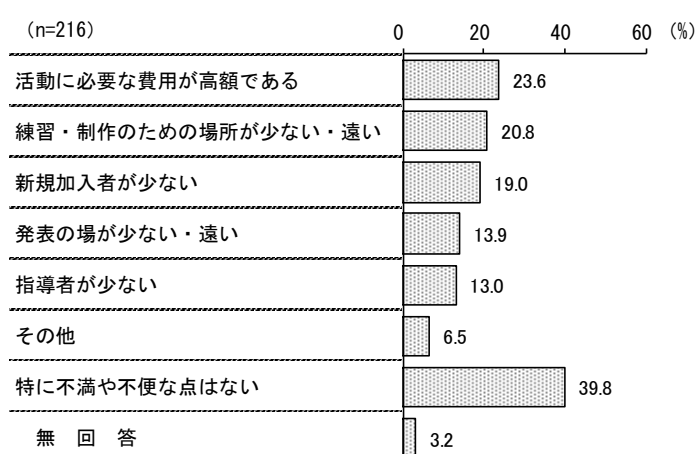


(5) 文化芸術活動を行う際の不満や不便な点

(複数回答：いくつでも)

「文化芸術活動を継続的に実施しているとした方」216人を対象に、文化芸術活動を行う際の不満や不便な点を聞いたところ、「活動に必要な費用が高額である」(23.6%)が2割台半ばで最も多い。以下、「練習・制作のための場所が少ない・遠い」(20.8%)、「新規加入者が少ない」(19.0%)が続く。

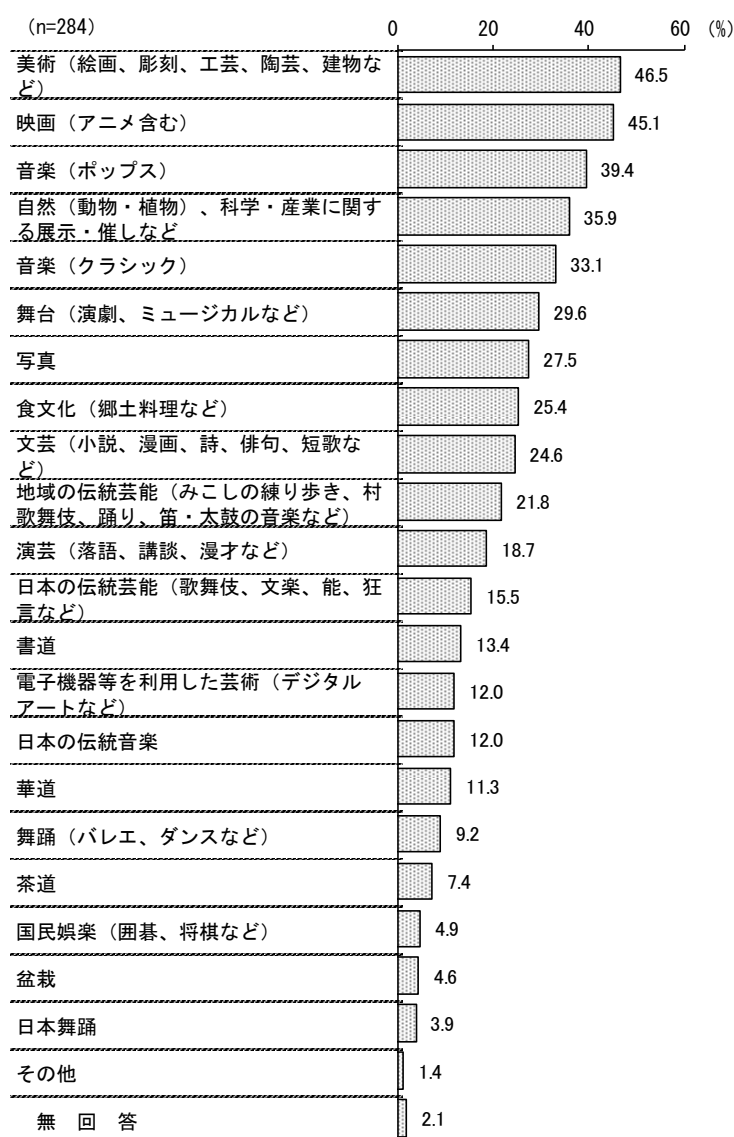
一方で「特に不満や不便な点はない」(39.8%)が約4割となっている。



(6) 文化芸術活動を実施していない方の興味・関心があるジャンル

(複数回答：いくつでも)

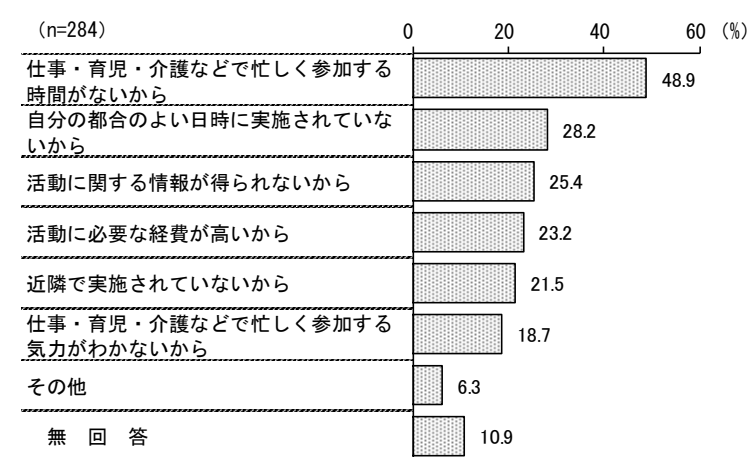
「文化芸術活動に興味・関心があるが継続的に実施していないとした方」284人を対象に、興味・関心があるジャンルを聞いたところ、「美術（絵画、彫刻、工芸、陶芸、建物など）」(46.5%)が4割台半ばで最も多い。以下、「映画（アニメ含む）」(45.1%)、「音楽（ポップス）」(39.4%)、「自然（動物・植物）、科学・産業に関する展示・催しなど」(35.9%)が続く。



(7) 文化芸術活動を行っていない理由

(複数回答：3つまで)

「文化芸術活動に興味・関心があるが継続的に実施していないとした方」284人を対象に、行っていない理由を聞いたところ、「仕事・育児・介護などで忙しく参加する時間がないから」(48.9%)が約5割で最も多い。以下、「自分の都合のよい日時に実施されていないから」(28.2%)、「活動に関する情報が得られないから」(25.4%)、「活動に必要な経費が高いから」(23.2%)が続く。

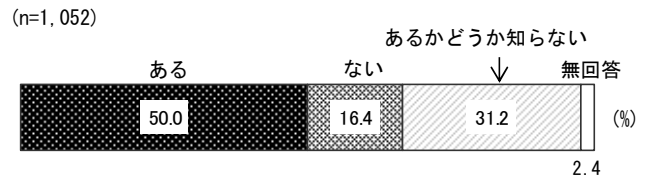


3 各地域における伝統芸能について

(1) 居住地域における継承されている伝統芸能の有無

お住まいの地域で継承されている伝統芸能があるかを聞いたところ、「ある」(50.0%)が5割である。

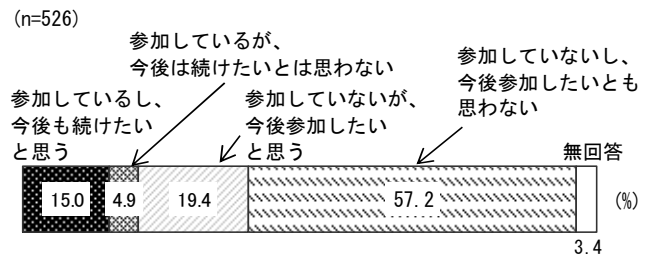
また、「あるかどうか知らない」(31.2%)が3割を超えている。



(2) 居住地域における伝統芸能への参加有無及び今後の意向

「お住まいの地域で継承されている伝統芸能がある方」526人を対象に、担い手として参加の有無と今後の意向を聞いたところ、「参加していないし、今後参加したいと思わない」(57.2%)が約6割と最も多い。

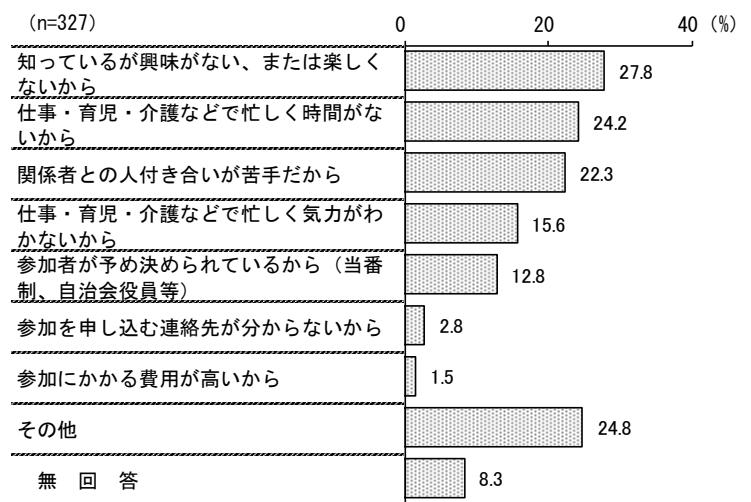
一方で、「参加しているし、今後も続けたいと思う」(15.0%)は1割台半ばである。



(3) 居住地域における伝統芸能に今後参加したくない理由

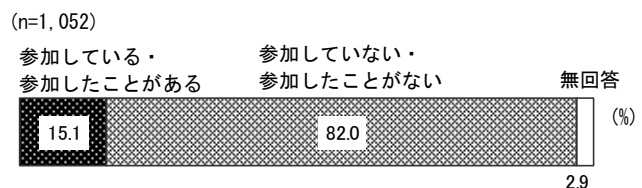
(複数回答：3つまで)

「お住まいの地域で継承された伝統芸能がある方で、担い手として『参加しているが今後は続けたいとは思わない』または『参加していないし、今後参加したいと思わない』とした方」327人を対象に、その理由を聞いたところ、「知っているが興味がない、または楽しくないから」(27.8%)が約3割で最も多い。以下、「仕事・育児・介護などで忙しく時間がないから」(24.2%)、「関係者との人付き合いが苦手だから」(22.3%)が続く。



(4) 居住地域以外での伝統芸能への参加有無

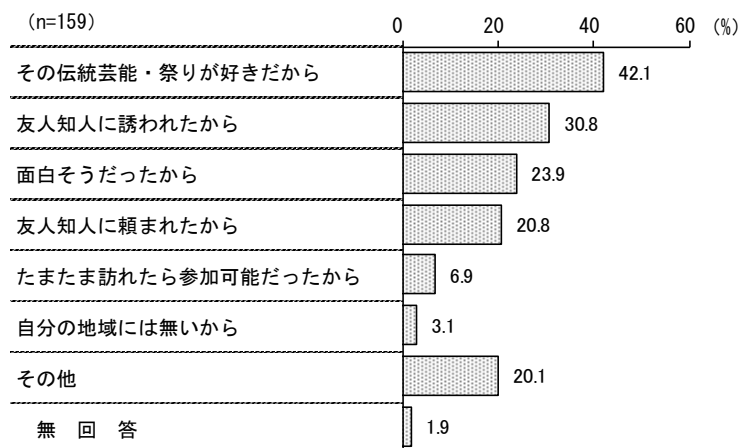
お住まいの地域以外で伝統芸能に担い手として参加経験があるかを聞いたところ、「参加している・参加したことがある」(15.1%)が1割台半ばである。



(5) 居住地域以外での伝統芸能への参加理由

(複数回答：いくつでも)

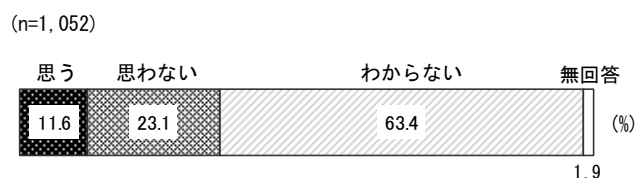
「お住まいの地域以外で伝統芸能に担い手として参加経験があったとした方」159人を対象に、参加理由を聞いたところ、「その伝統芸能・祭りが好きだから」(42.1%)が4割を超えて最も多い。以下、「友人知人に誘われたから」(30.8%)、「面白そうだったから」(23.9%)が続く。



4 障害のある方の文化芸術活動について

(1) 障害の有無に関わらず文化芸術活動について鑑賞・参加できる機会について

障害の有無に関わらず文化芸術活動について鑑賞・参加できる機会が十分にあると思うかを聞いたところ、「思う」(11.6%)が1割を超えている。

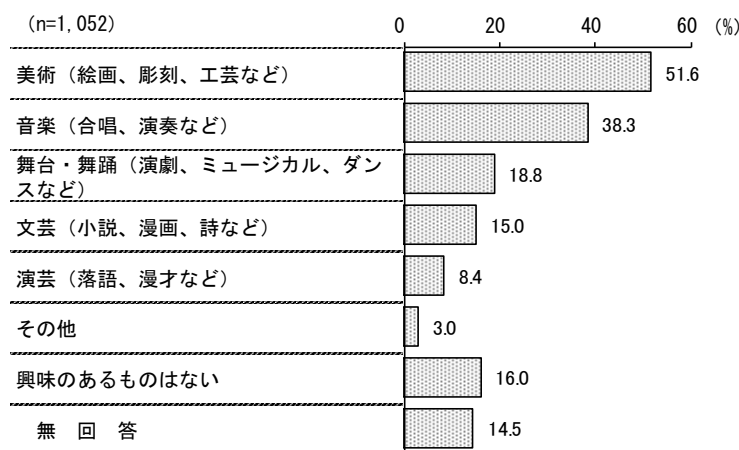


一方で、「わからない」(63.4%)が6割台半ばである。

(2) 障害のある方の文化芸術活動で興味があるもの

(複数回答：いくつでも)

障害のある方の文化芸術活動で興味があるものを聞いたところ、「美術(絵画、彫刻、工芸など)」(51.6%)が5割を超えて最も多い。以下、「音楽(合唱、演奏など)」(38.3%)、「舞台・舞踊(演劇、ミュージカル、ダンスなど)」(18.8%)が続く。



また、「興味のあるものはない」(16.0%)が1割台半ばである。

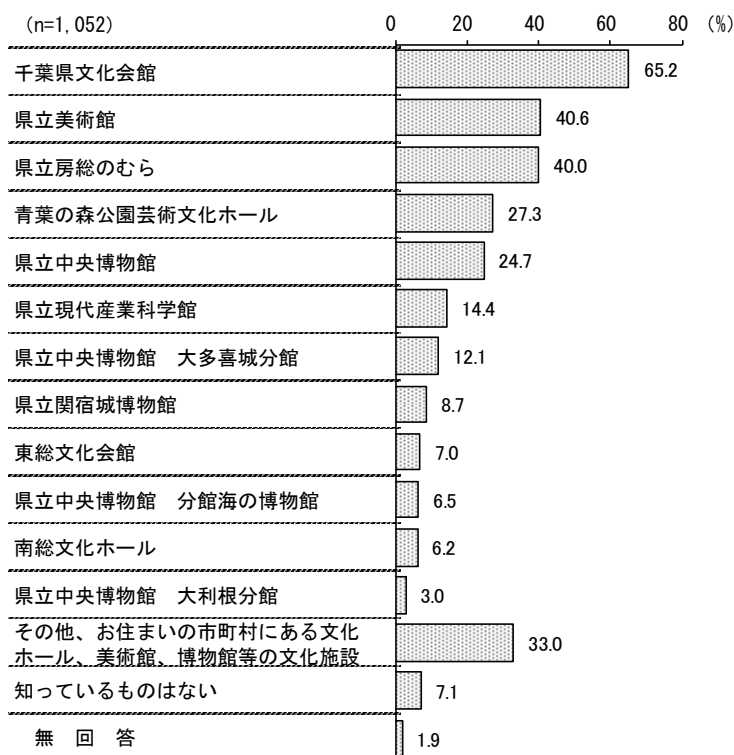
5 文化施設について

(1) 県内文化施設の認知

(複数回答：いくつでも)

千葉県内の文化施設で知っているものを聞いたところ、「千葉県文化会館」(65.2%)が6割台半ばで最も多い。以下、「県立美術館」(40.6%)、「県立房総のむら」(40.0%)が続く。

また、「知っているものはない」(7.1%)は約1割である。

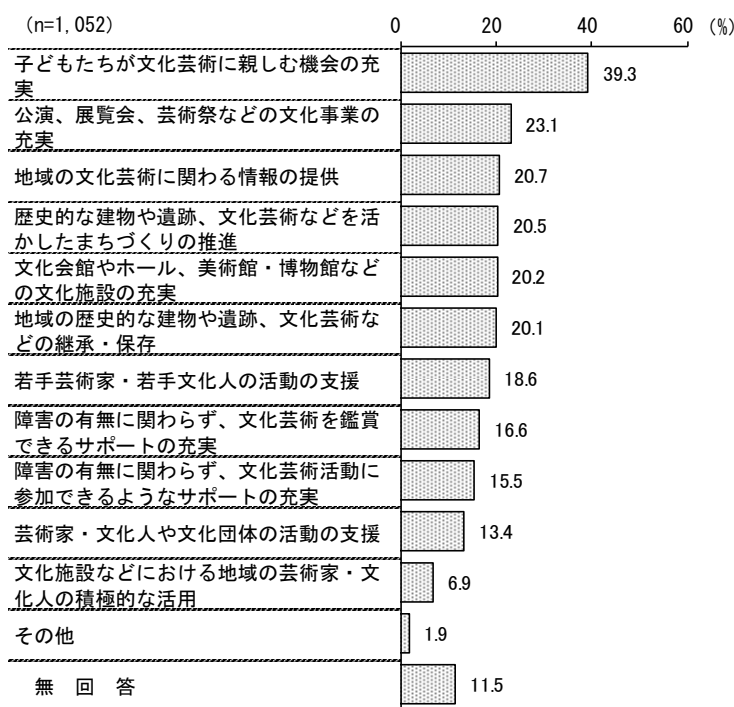


6 県が実施する事業等について

(1) 県が積極的に取り組むべき分野

(複数回答：3つまで)

千葉県が積極的に取り組むべき分野を聞いたところ、「子どもたちが文化芸術に親しむ機会の充実」(39.3%)が約4割で最も多い。以下、「公演、展覧会、芸術祭などの文化事業の充実」(23.1%)、「地域の文化芸術に関わる情報の提供」(20.7%)、「歴史的な建物や遺跡、文化芸術などを活かしたまちづくりの推進」(20.5%)、「文化会館やホール、美術館・博物館などの文化施設の充実」(20.2%)、「地域の歴史的な建物や遺跡、文化芸術などの継承・保存」(20.1%)が続く。

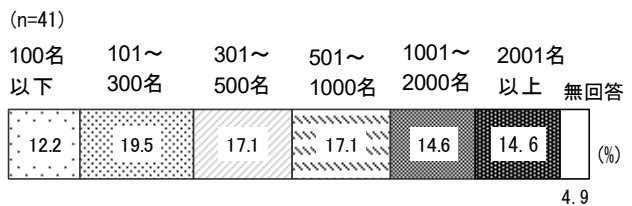


4-2 調査の結果（関連団体向け）

1 会員（加入者）の状況について

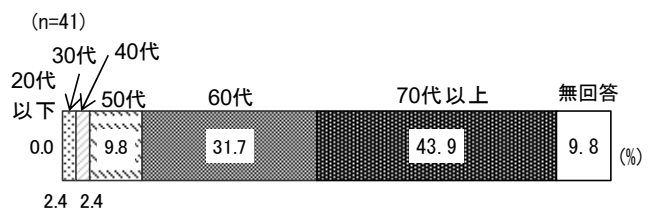
(1) 会員（加入者）数

会員（加入者）数は、「101～300名」（19.5%）が約2割で最も多い。以下「301～500名」と「501～1000名」が共に17.1%で続く。



(2) 現会員（加入者）の平均年齢

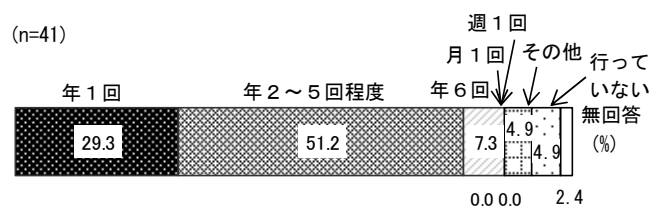
現会員（加入者）の平均年齢は、「70代以上」（43.9%）が4割台半ばで最も多い。また「60代」を含めた「60代以上」（75.6%）は7割台半ばを占める。



2 活動状況について

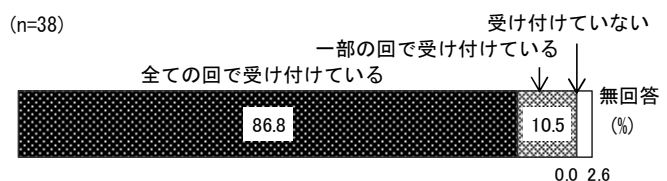
(1) 成果の発表会や展示会等の実施頻度

成果の発表会や展示会等の実施頻度は、「年2～5回程度」（51.2%）が5割を超えて最も多い。以下、「年1回」（29.3%）が約3割と続く。



(2) 会員以外の方の参加（観覧、聴講）の受付有無

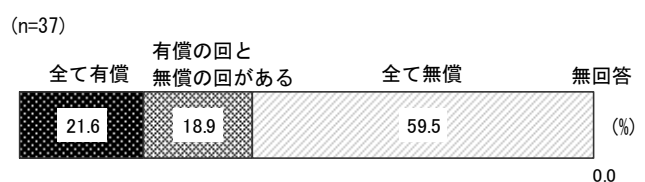
「成果の発表会や展示会等を実施している団体」38団体を対象に、会員以外の方の参加（観覧、聴講）の受付有無を聞いたところ、「全ての回で受け付けている」（86.8%）が8割台半ばである。



(3) 会員以外の方の参加（観覧、聴講）費用

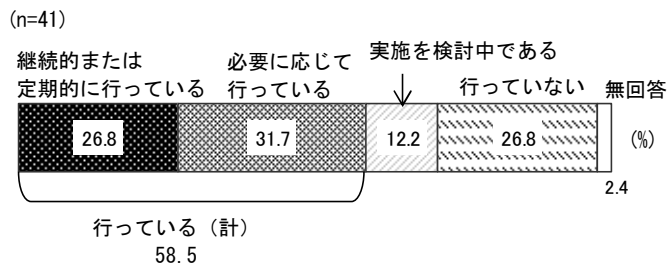
「成果の発表会や展示会等に会員以外の方の参加（観覧、聴講）の受けている団体」37団体を対象に、有償か無償かを聞いたところ、「全て無償」（59.5%）が約6割である。

また、「全て有償」（21.6%）と「有償の回と無償の回がある」（18.9%）が共に約2割である。



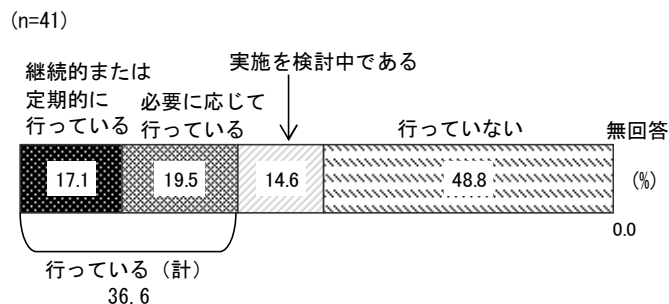
(4) 後継者育成のための事業や活動の有無

後継者育成のための事業や活動の有無を聞いたところ、「継続的または定期的に行っている」(26.8%)と「必要に応じて行っている」(31.7%)を合わせた「行っている(計)」(58.5%)が約6割である。



(5) 他ジャンルの芸術文化団体との交流(コラボレーションを含む)の有無

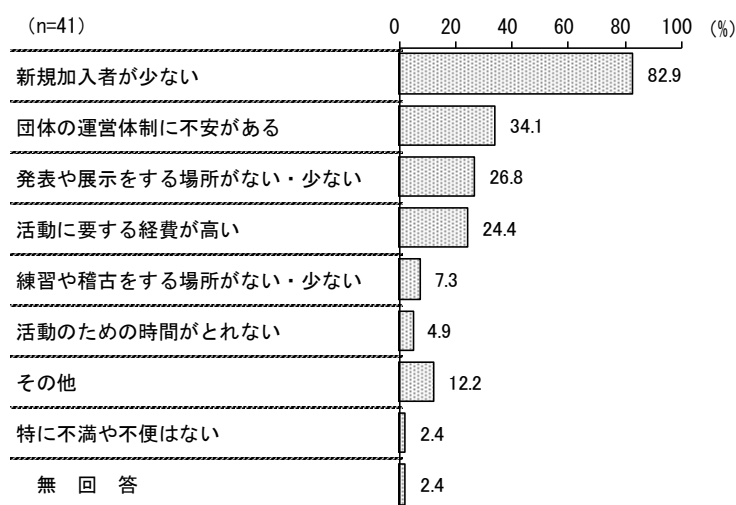
他ジャンルの芸術文化団体との交流(コラボレーションを含む)の有無を聞いたところ、「継続的または定期的に行っている」(17.1%)と「必要に応じて行っている」(19.5%)を合わせた「行っている(計)」(36.6%)が3割台半ばである。



(6) 活動に関する不満や不便な点

(複数回答：3つまで)

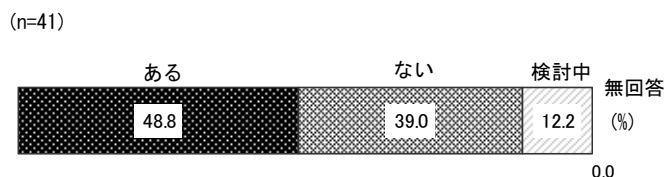
活動に関する不満や不便な点を聞いたところ、「新規加入者が少ない」(82.9%)が8割を超えて最も多い。以下、「団体の運営体制に不安がある」(34.1%)、「発表や展示をする場所がない・少ない」(26.8%)、「活動に要する経費が高い」(24.4%)が続く。



3 障害のある方への配慮について

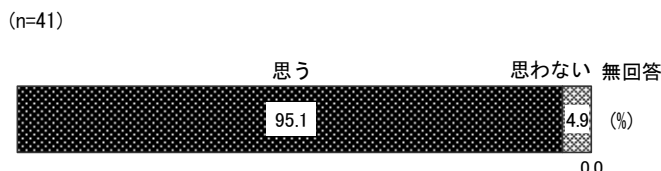
(1) 障害のある方が行きやすい工夫の有無

障害のある方が行きやすい工夫の有無を聞いたところ、「ある」(48.8%)が約5割である。



(2) 障害のある方の参加希望の有無

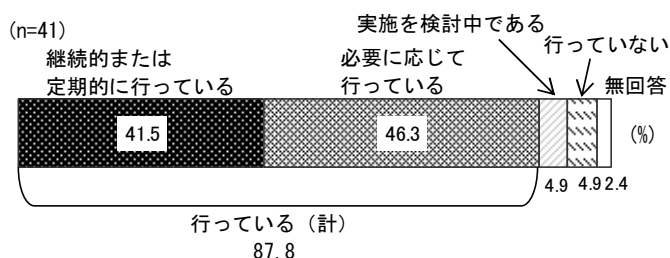
障害のある方に参加してもらいたいかを聞いたところ、「思う」(95.1%)が9割台半ばである。



4 PR活動について

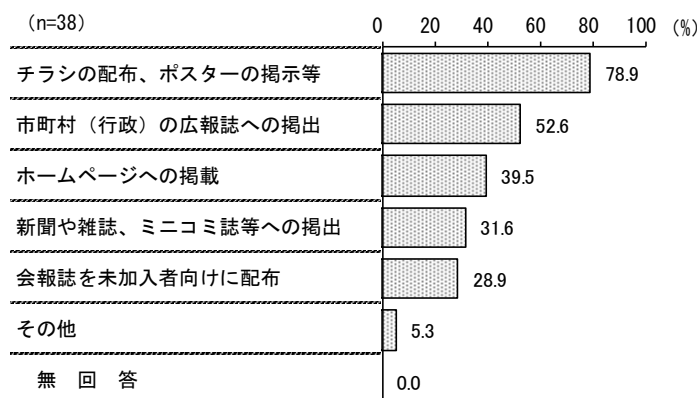
(1) 未活動者や未加入者向けのPR活動の実施状況

未活動者や未加入者向けのPR活動の実施状況を聞いたところ、「継続的または定期的に行っている」(41.5%)と「必要に応じて行っている」(46.3%)を合わせた「行っている(計)」(87.8%)が約9割である。



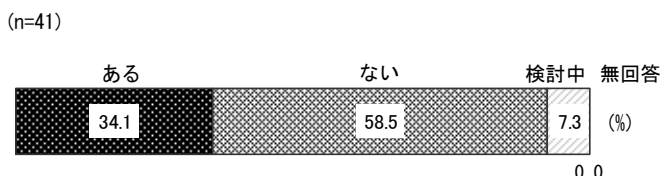
(2) PR活動の方法

「PR活動を行っているとした」38団体を対象に、活動方法を聞いたところ、「チラシの配布、ポスターの掲示等」(78.9%)が約8割と最も多い。以下「市町村(行政)の広報誌への掲出」(52.6%)、「ホームページへの掲載」(39.5%)と続く。



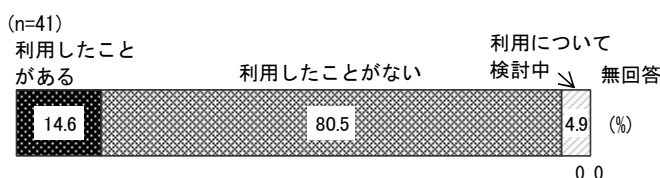
(3) 専用ホームページの有無

団体専用のホームページの有無を聞いたところ、「ある」(34.1%)が3割台半ばである。



(4) 「ちば文化交流ボックス」の利用経験

「ちば文化交流ボックス」の利用経験を聞いたところ、「利用したことがある」(14.6%)が1割台半ばである。

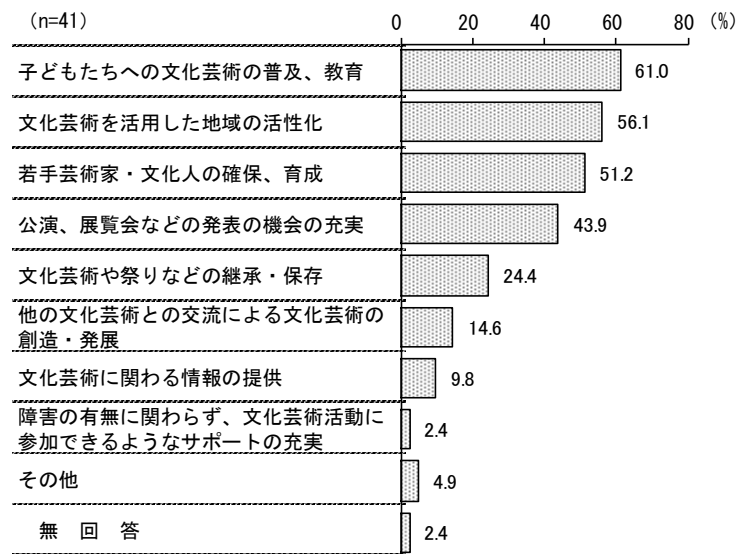


5 団体が今後担っていききたい役割について

(1) 団体が今後担っていききたい役割

(複数回答：3つまで)

団体が今後担っていききたい役割を聞いたところ、「子どもたちへの文化芸術の普及、教育」(61.0%)が6割を超えて最も多い。以下、「文化芸術を活用した地域の活性化」(56.1%)、「若手芸術家・文化人の確保、育成」(51.2%)、「公演、展覧会などの発表の機会の充実」(43.9%)が続く。

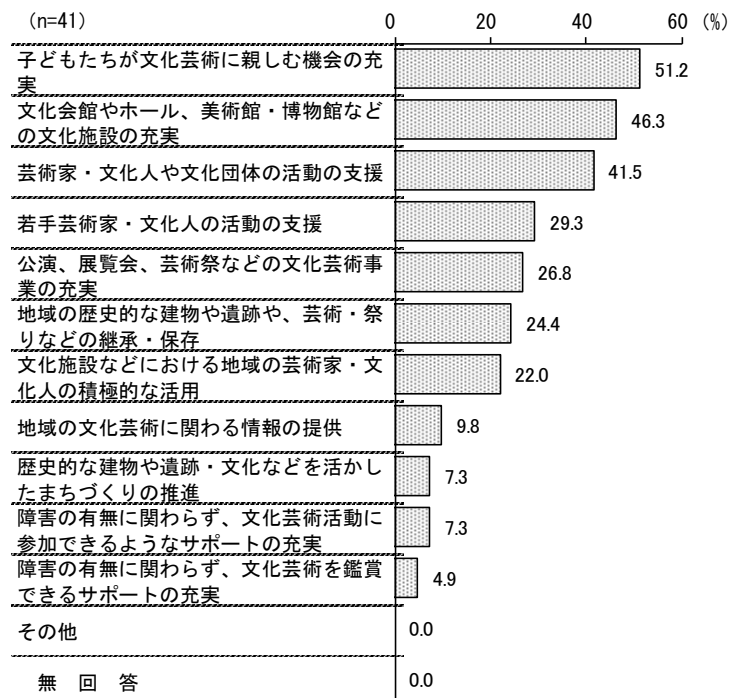


6 県が実施する事業等について

(1) 振興のために県が担う役割

(複数回答：3つまで)

振興のために千葉県が担う役割を聞いたところ、「子どもたちが文化芸術に親しむ機会の充実」(51.2%)が5割を超えて最も多い。以下、「文化会館やホール、美術館・博物館などの文化施設の充実」(46.3%)、「芸術家・文化人や文化団体の活動の支援」(41.5%)、「若手芸術家・文化人の活動の支援」(29.3%)、「公演、展覧会、芸術祭などの文化芸術事業の充実」(26.8%)が続く。



5 千葉県内の文化施設等

○施設数

(令和3年版千葉県教育便覧より)

種別	施設数
文化会館	65 館 (うち県立は6 館)
美術館・博物館 (登録博物館及び博物館相当施設) ※分館及び博物館相当施設を除く	44 館 (うち県立は5 館)
図書館	本館 73 館、分館 69 館 (うち県立は本館 3 館)

○文化会館設置状況

(令和3年版千葉県教育便覧より)

施設名 (県立)	施設名 (その他)
千葉県文化会館	東金文化会館
千葉県東総文化会館	習志野文化ホール
千葉県南総文化ホール	習志野市民ホール(旧:習志野市民会館)
青葉の森公園芸術文化ホール	柏市民文化会館
千葉県福祉ふれあいプラザ	アミュゼ柏
さわやかちば県民プラザ	勝浦市芸術文化交流センターKüste
施設名 (その他)	市原市市民会館
千葉市民会館	市原市勤労会館 you ホール
千葉市文化センター	流山市文化会館
千葉市若葉文化ホール	流山市おおたかの森ホール (スタートおおたかの森ホール)
千葉市美浜文化ホール	八千代市市民会館
銚子市青少年文化会館 (H31. 4. 1~休館)	八千代市勝田台文化センター
市川市文化会館	八千代市八千代台文化センター
行徳文化ホール I&I	きらり鎌ヶ谷市民会館
市川市八幡市民会館(全日警ホール)	君津市民文化ホール
船橋市民文化ホール	浦安市文化会館
船橋市民文化創造館(きららホール)	浦安市民プラザ Wave101
木更津市民会館	浦安音楽ホール
松戸市民会館	四街道市文化センター
松戸市民劇場	袖ヶ浦市民会館
松戸市文化会館(森のホール 21)	印西市文化ホール
野田市文化会館	白井市文化センター(白井市文化会館)
櫻のホール・小ホール	匝瑳市民ふれあいセンター
茂原市東部台文化会館	香取市佐原文化会館
成田国際文化会館	香取市小見川市民センターいぶき館
成田市文化芸術センター	香取市栗原市民センターさつき館
佐倉市民音楽ホール	山武市成東文化会館のぎくプラザ

施設名（その他）	施設名（その他）
山武市さんぶの森文化ホール	ふれあいプラザさかえ
芝山文化センター	神崎ふれあいプラザ
いすみ市夷隅文化会館	多古町コミュニティプラザ文化ホール
いすみ市大原文化センター	東庄町公民館
いすみ市岬ふれあい会館	睦沢ゆうあい館
プリミエール酒々井	長生村文化会館

○登録博物館・博物館相当施設設置状況

（令和3年版千葉県教育便覧より）

登録博物館（県立）	登録博物館（その他）
千葉県立美術館	塚本美術館
千葉県立房総のむら	佐倉市立美術館
千葉県立中央博物館	大原幽学記念館
千葉県立現代産業科学館	流山市立博物館
千葉県立関宿城博物館	八千代市立郷土博物館
登録博物館（その他）	我孫子市鳥の博物館
千葉市立郷土博物館	君津市立久留里城址資料館
千葉市立加曽利貝塚博物館	鋸山美術館（旧金谷美術館）
市立市川考古博物館	浦安市郷土博物館
市立市川歴史博物館	袖ヶ浦市郷土博物館
市立市川自然博物館	伊能忠敬記念館
船橋市郷土資料館	歴史の里芝山ミュージアム
船橋市飛ノ台史跡公園博物館	航空科学博物館
館山市立博物館	芝山町立芝山古墳・はにわ博物館
木更津市郷土博物館金のすず	博物館相当施設
松戸市戸定歴史館	千葉経済大学地域経済博物館
松戸市立博物館	和洋女子大学文化資料館
野田市郷土博物館	日本大学理工学部科学技術史料センター
上花輪歴史館	宗吾霊宝殿
茂木本家美術館	D I C川村記念美術館
茂原市立美術館・郷土資料館	城西国際大学水田美術館
成田山霊光館	千葉大学海洋バイオシステム研究センター
成田山書道美術館	鴨川シーワールド

6 国・県指定文化財

(令和4年3月31日現在)

種別		件数等
指定文化財		701 件
国指定	国宝等	7 件
	重要文化財等	132 件
県指定		562 件
重要伝統的建造物群保存地区		1 地区
選定保存技術		2 件
国登録有形文化財（建造物）		300 件
国登録記念物		3 件
国・県による記録選択		24 件（国選択 19 件、県選択 5 件）

7 「房総の魅力500選」及び「ちば遺産100選」・「ちば文化的景観」

(1) 「房総の魅力500選」

「房総の魅力500選」は、昭和58年に県人口が500万人を超えたことを記念し、ふるさとの再発見をするため、5つの分野で合計500の房総の魅力を選定したものです。

市町村からの推薦に基づき決定した「房総の魅力500選」の候補976項目に対し、県民の皆様から188,773通、延べ2,459,715票の投票をいただき、この結果を学識経験者などで構成する房総の魅力500選実行委員会で検討し決定しました。

(2) 「ちば遺産100選」・「ちば文化的景観」

平成20年度に県民の投票及び千葉県文化財保護審議会の意見をもとに、県内を8つのゾーンに分け、伝統文化、文化遺産、自然遺産合計100件を「ちば遺産100選」として、また60地区を「ちば文化的景観」として選定しました。

「ちば遺産100選」

地域	種別	名称	地域	種別	名称
干潟の海岸と谷津田景観ゾーン (千葉市・市川市・船橋市・習志野市・八千代市・浦安市)	伝	浅間神社の祭礼と神楽(千葉市)	50	伝	九十九里地域の神楽と獅子舞 北之幸谷の獅子舞(東金市)・鎌数の神楽(旭市)・永田旭連の獅子舞(大網白里町)
	伝	下総三山の七年祭り(千葉市・船橋市・習志野市・八千代市)	51	伝	九十九里大漁節(九十九里町)
	文	加曾利貝塚(千葉市;国指定)	52	伝	広済寺の鬼来迎(横芝光町;国指定)
	文	青木昆陽の甘藷試作地(千葉市)	53	文	常灯寺の木造薬師如来坐像(銚子市;国指定)
	文	旧神谷伝兵衛稲毛別荘(千葉市;国登録)	54	文	粟島台遺跡出土の椰子の実容器と琥珀(銚子市)
	文	中山法華経寺の日蓮筆『立正安国論』(市川市;国宝)	55	文	大原幽学遺跡旧宅・墓および宅地耕地地割(旭市;国指定)
	文	中山法華経寺の伽藍(市川市;国指定)	56	文	飯高檀林跡(飯高寺)(匝瑳市;講堂・鼓楼・鐘楼・総門;国指定)
	自	検見川の大賀蓮(千葉市)	57	文	宮谷県庁跡(大網白里町)
	自	葛飾八幡宮の千本イチョウ(市川市;国指定)	58	文	芝山古墳群と埴輪(芝山町・横芝光町;古墳群;国指定)
	自	三番瀬と谷津干潟(市川市・船橋市・習志野市・浦安市)	59	自	犬吠崎白亜紀浅海堆積物とアンモナイト化石(銚子市;国指定)
利根川・江戸川と水運のゾーン (松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市)	伝	松戸の万作踊り(松戸市)	60	自	渡海神社の極相林(銚子市)
	伝	野田のつく舞(野田市)	61	自	屏風ヶ浦(銚子市)
	伝	野田のばっばか獅子舞(野田市)	62	自	食虫植物群落(東金市・山武市;国指定)
	文	幸田貝塚出土品(松戸市;国指定)	63	自	山武市のクマガイソウ(山武市)
	文	旧徳川家松戸定邸と庭園(松戸市;国指定)	64	伝	上総十二社祭り(茂原市・いすみ市・一宮町・睦沢町・長生村)
	文	野田の醤油生産と高梨氏庭園(野田市;国指定)	65	文	妙楽寺の大日如来坐像(睦沢町;国指定)
	文	北ノ作1・2号墳(柏市)	66	文	長柄横穴群(長柄町;国指定)
	文	利根運河(流山市)	67	文	笠森寺観音堂(長南町;国指定)
	文	相馬郡衛正倉跡(我孫子市)	68	文	渡辺家住宅(大多喜町;国指定)
	文	下総小金中野牧の捕込跡(鎌ヶ谷市;国指定)	69	文	大多喜藩初代藩主の本多忠勝像(大多喜町)
印旛沼の恵みとニュータウンのゾーン (成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・印旛村・本埜村・栄町)	自	浅間神社の極相林(松戸市)	70	文	上総大多喜城本丸跡(大多喜町)
	自	柏市内、手賀沼上流域の森林と水辺(柏市)	71	自	ミヤコタナゴ(千葉県内;国指定)
	自	鎌ヶ谷市内の社叢林 八幡春日神社・根頭神社の森(鎌ヶ谷市)	72	自	鶴枝ヒメハルゼミ発生地(茂原市;国指定)
	伝	武術 立身流(佐倉市)	73	自	太東海浜植物群落(いすみ市;国指定)
	文	成田山新勝寺の伽藍(成田市;国指定)	74	自	笠森寺自然林(長南町;国指定)
	文	南羽島中嶋第1遺跡第1号土坑出土遺物(成田市;国指定)	75	伝	安房やわたんまち(館山市)
	文	旧堀田家住宅と庭園(佐倉市;国指定)	76	伝	吉保八幡のやぶさめ(鴨川市)
	文	旧川崎銀行佐倉支店(佐倉市)	77	伝	白間津のオオマチ行事(南房総市;国指定)
	文	鹿山文庫関係資料(佐倉市)	78	文	那古寺観音堂・多宝塔及び銅造千手観音立像(館山市;銅造千手観音立像;国指定)
	文	佐倉順天堂(佐倉市)	79	文	館山市内の洞穴遺跡 大寺山洞穴・鉈切洞穴・安房神社洞窟遺跡(館山市)
香取の海と水郷、香取神宮・社叢林のゾーン (香取市・神崎町・東庄町)	文	本佐倉城跡(佐倉市・酒々井町;国指定)	80	文	館山市内の戦争遺跡群(館山市)
	文	清戸の泉(白井市)	81	文	里見氏関係城郭群(館山市・南房総市)
	文	松虫寺の薬師如来像(七仏薬師)(印旛村;国指定)	82	文	嶺岡山系の牧遺構(鴨川市)
	文	龍角寺と銅造薬師如来坐像(栄町;国指定)	83	文	波の伊八と後藤の宮彫り彫刻(鴨川市)
	文	岩屋古墳と龍角寺古墳群(栄町・成田市;国指定)	84	自	沼のサンゴ層(館山市)
	自	麻賀多神社の森(成田市)	85	自	清澄の大スギ(鴨川市;国指定)
	自	木下貝層(印西市;国指定)	86	自	鴨川の枕状溶岩(鴨川市)
	伝	佐原の山車行事(香取市;国指定)	87	伝	中島の梵天立て(木更津市)
	伝	香取神宮の神幸祭とおらんだ楽隊(香取市)	88	伝	上総掘り技術と同用具(木更津市・袖ヶ浦市;国指定)
	伝	武術 天真正伝香取神道流(香取市・成田市・酒々井町)	89	文	長須賀古墳群(金鈴塚古墳)と出土遺物(木更津市;金鈴塚古墳出土遺物;国指定)
東京湾を望む上総丘陵のゾーン (木更津市・市原市・君津市・富津市・袖ヶ浦市)	伝	笹川の神楽(東庄町)	90	文	小櫃川流域の古墳時代前期前方後円墳(木更津市・君津市)
	文	香取神宮の本殿と楼門(香取市;国指定)	91	文	飯香岡八幡宮の社殿と宝物(市原市;本殿;国指定)
	文	香取神宮の海獣葡萄鏡(香取市;国宝)	92	文	王賜銘鉄剣(市原市)
	文	良文貝塚の香炉型顔面付土器(香取市)	93	文	神門5号墳・神門3号墳出土遺物(市原市)
	文	城山一号古墳の出土品(香取市)	94	文	上総国分僧寺・尼寺と出土遺物(市原市;僧寺跡・尼寺跡;国指定)
	文	伊能忠敬旧宅と遺品(香取市;国指定)	95	文	姉崎古墳群(市原市)
	自	府馬の大クス(香取市;国指定)	96	文	内裏塚古墳群と出土遺物(富津市;内裏塚古墳;国指定)
	自	香取神宮の森(香取市)	97	自	三石山自然林(君津市)
	自	神崎森・神崎の大クス(神崎町;神崎の大クス;国指定)	98	自	高岩山のサル生息地(君津市・富津市;国指定)
	99	自	竹岡のヒカリモ発生地(富津市;国指定)	100	自

伝: 伝統文化 文: 文化遺産 自: 自然遺産

* 順番は、ゾーンごとに市町村順になっています

* 多くの「ちば遺産」を広く選定できるよう、同一地域の類似した候補は統合しており、投票時の名称と異なるものもあります。

「ちば文化的景観」

地 域		名 称
1	千潟の海岸と谷津田景観ゾーン (千葉市・市川市・船橋市・習志野市・八千代市・浦安市)	千葉市幕張新都心の都市景観と稲毛・検見川周辺の旧海岸景観
2		千葉市大草の谷津田景観・四街道市山梨・中台の谷津田景観
3		千葉市の御茶屋御殿跡と御成街道の景観
4		市川市中山法華経寺の門前町景観
5		船橋の漁港景観
6	利根川・江戸川と水運のゾーン (松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ケ谷市)	●松戸市矢切の渡し <small>の</small> 景観
7		野田市利根川の川回しと水辺景観
8		野田市関宿城の城下町景観
9		野田市の醤油醸造景観
10		柏市「布施弁天」と「あけぼの山農業公園」の利根川流域の景観
11		流山市江戸川流域のクネ(高垣)の屋敷景観
12	我孫子市手賀沼の漁業景観	
13	印旛沼の恵みとニュータウンのゾーン (成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・印旛村・本埜村・栄町)	成田山新勝寺の門前町景観
14		印旛沼とその周辺の里山景観(成田市・佐倉市・印旛村)
15		佐倉城の城下町景観
16		八街市の屋敷林と畑地景観
17		白井市平塚地区の水田と集落景観
18		白井市今井の水塚のある集落景観
19		富里市中沢四ツ塚・四ツ又弁天の水田景観
20		本佐倉城跡と成田街道酒々井宿の町並み景観
21	本埜村押付・栄町布鎌の水塚のある集落景観	
22	香取の海と水郷、香取神宮・社叢林のゾーン (香取市・神崎町・東庄町)	香取市佐原地区伝統的建造物群と小野川の運河景観
23		香取市佐原の水郷の水田と集落景観
24		香取市香取神宮の社叢景観
25		香取市小野川上流域の谷津田景観
26	九十九里浜(海岸平野)と地曳漁業・水産業のゾーン (銚子市・東金市・旭市・匝瑿市・山武市・多古町・大網白里町・九十九里町・芝山町・横芝光町・白子町)	銚子市の醤油醸造景観
27		銚子の漁港景観
28		東金の溜め池(八鶴湖・雄蛇ヶ池)と九十九里平野の水田景観
29		旭市榑海と千潟八万石の水田と農村景観
30		山武市の山武杉のある景観
31		多古町栗山川流域の谷津田景観
32	九十九里町・白子町の納屋景観と地曳網漁	
33	風光明媚な海山と古寺、城ゾーン (茂原市・勝浦市・いすみ市・一宮町・睦沢町・長生村・長柄町・長南町・大多喜町・御宿町)	茂原市の六斎市の景観
34		勝浦市鵜原・興津・浜行川等の漁村景観
35		勝浦漁港と朝市景観
36		いすみ市夷隅川中流の山城と水田景観
37		●いすみ市の榎の生垣集落の景観
38		長南町坂本の蓮田景観
39		一宮町東浪見寺・睦沢町妙楽寺・長南町笠森寺と自然林の山寺景観
40		大多喜城の城下町景観
41	御宿町御宿の海岸景観と月の砂漠・ドンドリゴ上陸地	
42	黒潮と山の恵みのゾーン (館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町)	館山市八幡・南房総市富浦・丸山の榎の生垣の集落景観
43		館山市布良・鴨川市大海・南房総市白浜等の漁村集落景観
44		館山市小網寺、鴨川市清澄寺・大山寺、南房総市小松寺・石堂寺の霊場景観
45		鴨川市曾呂・大山周辺の棚田と集落景観
46		鴨川市天面の漁村集落景観
47		●鴨川市小湊・天津・浜荻の漁村集落景観
48		●鴨川市鯛ノ浦と誕生寺の門前町景観
49		南房総市地震段丘とお花畑景観
50	●南房総市和田浦の鯨の食文化の景観	
51	鋸南町鋸山採石場跡と日本寺の石造物群	
52	東京湾を望む上総丘陵のゾーン (木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市・市原市)	●東京湾岸の京葉工業地帯の景観
53		東京湾盤州干潟の潮干狩りの景観
54		木更津市金田の簀立景観
55		●君津市久留里市場の町並みと酒と水の景観
56		富津の漁港景観
57		富津の海苔養殖景観
58		袖ヶ浦市山谷周辺の鎌倉道の景観
59		市原市の西広堰の景観
60	●市原市の谷津田と農村景観	

* 順番は、ゾーンごとに市町村順になっています。 ●は、県民の皆さんから提案していただいた景観です。

8 伝統的工芸品の指定状況

県内の伝統的工芸品を地場産業として育成するため、昭和 59 年度に千葉県伝統的工芸品指定制度を発足させ、これまでに 196 件を指定しています。

(令和 4 年 2 月 1 日現在)

工芸品名	件数	工芸品名	件数	工芸品名	件数
織物	4 件	金工品	22 件	和楽器	12 件
染色品	18 件	人形	7 件	神祇品	9 件
紐・刺繍	7 件	郷土玩具	10 件	その他工芸品	52 件
木工品	34 件	和傘	2 件	計 196 件	
竹工品	17 件	筆	2 件		

9 日本遺産「北総四都市江戸紀行」

「日本遺産」は、地域の歴史的な魅力や特色を通じて、我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものです。

千葉県では、佐倉市、成田市、香取市、銚子市を舞台としたストーリー「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み～佐倉・成田・佐原・銚子：百万都市江戸を支えた江戸近郊の四つの代表的な町並み群～」が平成 28 年に日本遺産に認定されました。

佐倉道（成田街道）と利根川の水運という江戸につながる 2 つのルートにより、城下町の佐倉、門前町の成田、商家の町の佐原、港町の銚子という 4 つの特色ある都市が発展。かつての江戸の面影を残す文化財がストーリーに含まれ、「世界から一番近い江戸」として、これら四都市では今も東京近郊にありながら江戸情緒を体感することができます。



北総四都市江戸紀行
Hokuso-4cities Edokiko

北総四都市江戸紀行
ロゴマーク

10 「ちば文化資産」

千葉県では、県内の文化資産のうち、「多様で豊かなちば文化の魅力特徴づけるモノやコト」として、平成 30 年度に県民投票等により「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」を選定しました。

神社仏閣や景観、イベント、食べ物など伝統的なものから新しいものまで様々なものが含まれ、令和 4 年 3 月現在 111 件あります。



ちば文化資産ロゴマーク

「ちば文化資産」一覧

(令和4年3月現在)

ちば文化資産の名称	所在市町村
稲毛の浅間神社と松林	千葉市
猪鼻城址	千葉市
加曾利貝塚	千葉市
千葉寺と千葉笑い	千葉市
千葉市美術館 (旧川崎銀行千葉支店本館)	千葉市
千葉神社と妙見大祭	千葉市
千葉の親子三代夏祭り	千葉市
千葉ポートタワー・千葉ポートパークと千葉県立美術館	千葉市
幕張新都心	千葉市
飯香岡八幡宮本殿	市原市
市原の柳権神事	市原市
上総国分寺跡、上総国分尼寺跡	市原市
日蓮伝説が遺されている中山法華経寺と中山・若宮界限	市川市
東山魁夷記念館	市川市
アンデルセン公園	船橋市
中山競馬場	船橋市
船橋大神宮と神楽	船橋市
谷津干潟	習志野市
京成バラ園 ローズガーデン	八千代市
浦安の文化財住宅	浦安市
戸定邸と庭園	松戸市
矢切の渡し・野菊の墓文学碑	松戸市
利根運河	野田市、柏市、流山市
手賀沼花火大会	柏市、我孫子市
白樺派と文人の郷	我孫子市
布佐地区の江戸文化遺産	我孫子市
鎌ヶ谷大仏と周辺商店街の景観	鎌ヶ谷市
伊能歌舞伎	成田市
成田山新勝寺・門前町と祇園祭	成田市
佐倉城跡・城下町と時代まつり	佐倉市
佐倉チュールリップフェスタ	佐倉市
佐倉の秋祭り	佐倉市
千葉県立佐倉高等学校記念館	佐倉市
DIC川村記念美術館	佐倉市
武術 立身流	佐倉市
内黒田はだか参り	四街道市
ぼっち (落花生の野積み) の風景	八街市
清戸の泉	白井市
旧岩崎家末廣別邸	富里市
千葉県立房総のむら	栄町
伊能忠敬旧宅	香取市
香取市佐原伝統的建造物群保存地区	香取市
香取神宮と式年神幸祭	香取市
佐原の山車行事	香取市
神崎神社となんじゃもんじゃ	神崎町
多古のしいかご舞	多古町
大吠埼灯台	銚子市
銚子電鉄とその沿線の風景	銚子市
銚子の醤油醸造	銚子市
銚子はね太鼓	銚子市
屏風ヶ浦とジオパーク	銚子市
飯高寺 (飯高檀林跡)	匝瑳市
東金駅西口の歴史的建造物群	東金市
八鶴湖	東金市
歌人伊藤左千夫の生家	山武市
山武市サマーカーニバル	山武市
県政発祥の地「宮谷県庁跡」	大網白里市
永田旭恵の獅子舞	大網白里市

ちば文化資産の名称	所在市町村
芝山まこわ祭	芝山町
鬼来迎	横芝光町
茂原七夕まつり	茂原市
芥川荘	一宮町
玉前神社とその門前町	一宮町
釣ヶ崎海岸の景観	一宮町
妙楽寺と妙楽寺の森	睦沢町
岩沼の獅子舞	長生村
白子神社	白子町
長柄横穴群	長柄町
笠森寺観音堂	長南町
勝浦朝市	勝浦市
勝浦タンタンメン	勝浦市
かつうらビッグひな祭り	勝浦市
大原はだか祭り	いすみ市
いすみ鉄道の景観	いすみ市、大多喜町
大多喜城と城下町	大多喜町
大多喜町役場庁舎 (中庁舎)	大多喜町
日西墨三国交通発祥記念之碑	御宿町
クジラのタレ	安房地域
安房国一宮 安房神社	館山市
沖ノ島周辺の景観	館山市
青木繁「海の幸」記念館・小谷家住宅	館山市
館山湾花火大会	館山市
安房国司祭やわたんまち	館山市、南房総市
房総フラワーライン	館山市、南房総市
大山千枚田と棚田の夜祭り	鴨川市
清澄寺と清澄山	鴨川市
仁右衛門島と仁右衛門旧宅	鴨川市
嶺岡牧	鴨川市、南房総市
白浜毎女まつり	南房総市
高家神社と庖丁式	南房総市
木更津港まつり	木更津市
東京湾アクアラインと海またるの景観	木更津市
大戸見の神楽	君津市
鹿野山九十九谷展望公園	君津市
三島の棒術と糺鼓舞	君津市
竹岡式ラーメン	富津市
上総掘りの技術	袖ヶ浦市
太巻き寿司	県内全域
京葉臨海コンビナートの夜景	千葉市、市原市、袖ヶ浦市
下総三山の七年祭り	千葉市、船橋市、習志野市、八千代市
潮干狩り	船橋市、木更津市、富津市
印旛沼と周辺の里山景観	成田市、佐倉市、八千代市、印西市、酒々井町、栄町
航空科学博物館と成田空港の景観	成田市、芝山町
天保水滸伝を伝えるゆかりの地	旭市、東庄町
小湊鉄道とその沿線の景観	市原市、大多喜町
波の伊八 (欄間開演)	鴨川市、南房総市、いすみ市等
鋸山の房州石切場と日本寺	富津市、鋸南町
上総十二社祭り	いすみ市、一宮町
九十九里地域の大漁節	大網白里市、九十九里町等の九十九里地域
九十九里浜の景観	九十九里浜沿岸
なめろう	沿岸地域

1 1 令和3年度ちば文化芸術振興懇談会委員

(50音順、敬称略、役職名は令和4年3月現在)

氏名	役職名
生田 裕人	千葉県高等学校文化連盟 会長・千葉県立千葉大宮高等学校校長
垣内 恵美子	政策研究大学院大学 教授
加藤 修 (座長)	千葉大学教育学部 教授
草加 叔也	有限会社空間創造研究所 代表取締役
椎名 喜子	佐原商工会議所 まちづくり観光室長・ 特定非営利活動法人佐原アカデミア 事務局長
椎名 誠	公益社団法人千葉県観光物産協会 専務理事
信太 康宏	公益財団法人千葉県文化振興財団 理事長
鈴木 勲	千葉県音楽振興協議会 会長
鈴木 通大 (副座長)	神奈川大学 日本常民文化研究所客員研究員
布施 俊幸	公益財団法人千葉市文化振興財団 常務理事
水越 雅信	D I C川村記念美術館 館長

1 2 「千葉県文化芸術推進基本計画」策定の経緯

年度	月日	ちば文化芸術振興懇談会等	主な内容
平成30年度	3月18日	第3回懇談会	新計画の基本目標、目指す姿、施策の柱
令和元年度	7月22日	第1回懇談会	委託調査項目(県民や文化芸術団体へのアンケート)
	9月10日～10月15日	委託調査の実施	県民や文化芸術団体へのアンケート
	12月2日	第2回懇談会	委託調査結果の報告、現状分析及び目指す姿の整理
	3月17日	第3回懇談会	新計画概要案、委託調査詳細結果報告
令和2年度	8月28日	第1回懇談会	骨子案
令和3年度	9月21日	第1回懇談会	修正骨子案、素案
	1月7日	第2回懇談会	原案
	1月21日～2月14日	パブリックコメント	ちばづくり県民コメント制度に基づく意見募集
	3月24日	第3回懇談会	最終案

千葉県文化芸術推進基本計画

令和4年3月

策定 千葉県環境生活部県民生活・文化課

発行 千葉県環境生活部スポーツ・文化局文化振興課（令和4年4月1日～）

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1番1号

電話 043-223-●●●●

FAX 043-●●●-●●●●



千葉県ホームページ「ちば文化交流ボックス」
千葉県の文化芸術の情報はこちらを御覧ください